

ISSN 0914-8671

農村計画

農業土木学会農村計画研究部会

NO.48

第30卷
1号

2001.8



農 村 計 画 第 48 号

目 次

はじめに 松村 洋夫 1

報 告

1. 新たな農村振興施策について	小谷 康敬	4
2. 都市と農業の共生空間を考える	石田 憲治	12
3. 環境と共生する土地利用	清水 英昭	21
4. 「農」のあるまちづくり	榎原 一雄	30

30周年記念講演

21世紀型農村空間の創造	今村奈良臣	37
第22回農村計画研究部会現地研修集会（2000.9.6）の記録		38
事務局通信		40
刊行物案内		44
編集後記		45

表紙写真：「見沼代用水路原形保全区間」さいたま市

見沼代用水路は、江戸時代の中期に開削された用水路で、昭和53年から埼玉合口二期事業で再改修されました。この事業の中で一部区間が、自然生態系護岸や遊歩道として整備され、都市住民の方々に親しまれています。

平成13年度農村計画研修会

—第23回農村計画研究部会現地研修集会—

主催 農業土木学会農村計画研究部会
後援 農林水産省関東農政局
埼玉県・埼玉県土地改良事業団体連合会
協賛 農村計画学会

講 演 12:50～13:40

1. テーマ

21世紀の農村振興を考える
—都市と農業の共生空間をめざして—

2. 日 時

平成13年9月6日（木）研修集会および講演会等
平成13年9月7日（金）現地検討会

3. 場 所

さいたま合同庁舎1号館2F講堂
〒330-0861 さいたま市大字上落合2番地11
TEL 090-8871-9509（会場受付）
048-600-0600 内線3547（関東農政局農村整備
課）

4. プログラム

(1) 研修集会および講演会 平成13年9月6日（木）

受 付 9:00～9:30
開 会 9:30～9:50
報 告 9:50～10:30
「21世紀の農村振興の方向」

農林水産省農村振興局整備部農村整備課課長補佐
小谷 康敬

講 演 10:30～11:10
「都市と農業の共生空間を考える」
独立行政法人農業工学研究所農村環境部環境評価
研究室長 石田 憲治

報 告 11:10～11:50
「環境と共生する土地利用指針」
埼玉県大里農林振興センター副所長

清水 英昭

「農のあるまちづくり」

宮代町町長 柳原 一雄

30周年記念講演 13:40～15:00

「21世紀型農村空間の創造」
食料・農業・農村政策審議会会长

日本女子大学教授 今村 奈良臣

パネルディスカッション 15:15～17:00

「共生のための農業と農村空間」
コーディネーター 東京農工大教授
千賀 裕太郎

パネリスト 日本女子大学教授
今村 奈良臣

（独）農業工学研究所室長 石田 憲治

宮代町町長 柳原 一雄

千葉大学助教授 木下 勇

埼玉県農業者 川鍋 美智子

閉 会 17:00～17:10

(2) 現地検討会 平成13年9月7日（金）9:00～15:00
さいたま新都心主要施設～見沼田園（ウォークラ
リー）～農村総合整備事業山崎地区

農業土木学会農村計画研究部会ホームページのご案内

当研究部会ではホームページを開設しております。インターネットブラウザをお持ちの方は、下記のアドレスにアクセスしていただければ部会の行事記録や案内等の最新情報を提供しておりますので、ぜひご利用下さい。

アドレスは、<http://rural.kais.kyoto-u.ac.jp/bukai.htm>です。

はじめに

農村計画研究部会長 松村 洋夫

農業土木学会農村計画研究部会の第23回現地研修集会は、「21世紀の農村振興を考える—都市と農業の共生空間をめざしてー」をテーマとして埼玉県を開催をお引き受けいただきました。まずははじめに、研修集会開催に際し種々のご支援・ご協力をいただきました埼玉県、関東農政局、農林水産省及び関係団体の各位ならびにご多忙にも係わらず会に参加し、ご講演いただくあるいは話題提供していただく方々及びパネルディスカッションでご討議いただくコーディネーター・パネリストの方々に厚くお礼申し上げます。

第23回現地研修集会のテーマは「21世紀の農村振興を考える—都市と農業の共生空間をめざしてー」ですが、「都市と農業の共生空間」というとき、筆者が身近なものとしてまず思い浮かべるのは、筆者が所属している財団法人農村開発企画委員会も業務の一環として係わっている「農村アメニティコンクール」の初期の表彰地区である横浜市の「寺家」集落です。ご存知の方も多いかと思いますが、ここでは、東急田園都市線沿線の住宅開発の中にあってもなお、横浜市の強い意志の下、関係者の努力によって見事に「農業空間」が残されています。ここには趣味の写真を撮りにときどき出かけるのですが、例えば秋など、多くの人出があり、食事を摂るのも一苦労といった状況です。

さて、東京都を挟んで南の神奈川県に対して北の埼玉県です。この都市内・都市近郊農業空間としては、例えば、「見沼田圃」や「三富地区」等、上記の「寺家」集落よりはるかに知られた農業空間があります。恐らく研修集会の中でもそこに話題が及ぶことでしょうが、現在どんな農業が行われているのか、どのような問題を抱えているのか、どのような工夫で農業空間を残そうとしているのか等について活発な意見交換が行われることを期待いたします（同時に、ひょっとしたら新しい撮影ポイントが見つかるかもしれないことも期待しつつ）。

なお、最後になりましたが、今年は農業土木学会農村計画研究部会が活動を開始してから30周年という記念の年にあたります。そこで、食料・農業・農村政策審議会会长の今村奈良臣日本女子大学教授に30周年記念講演をお願いする事になりました。ご多忙の中講演を引き受けて頂いた今村先生に重ねて厚くお礼申し上げます。

講演者の略歴（講演順）

■小谷 康敬（こだに やすゆき）

略歴

昭和60年 烏取大学農学部農業工学科卒業
農林水産省入省
平成6年 在オランダ日本国大使館書記官
平成11年 （財）日本農業土木総合研究所主任研究員
平成13年 農水省農村振興局農村整備課課長補佐

■石田 憲治（いしだ けんじ）

略歴

昭和52年 京都大学農学部農業工学科卒業
昭和54年 京都大学大学院農学研究科修士課程修了
農林水産省農業土木試験場
昭和61年 農林水産省農業環境技術研究所
平成6年 農林水産省九州農業試験場室長
平成9年 農林水産省農業工学研究所室長
平成13年 独立行政法人農業工学研究所
農村環境部環境評価研究室長

主な社会活動

農村計画学会理事・総務委員長
美しいむらづくりアドバイザー

■清水 英昭（しみず ひであき）

略歴

昭和46年 東京大学農学部農業工学科卒業
埼玉県農林部入庁
この間、主に農業農村整備事業の企画調整業務を担当。平成6～7年「環境と共生できる土地利用方策調査」に参画。
平成10年 農林部農村整備課主幹
平成12年 農林部農村整備課副参事
平成13年 大里農林振興センター副所長

■柿原 一雄（さかきばら かずお）

略歴

昭和35年 慶應義塾大学経済学部卒業
宮代町役場入庁
昭和57年 宮代町総務課総務担当参事
昭和58年 宮代町総務課長
昭和63年 宮代町収入役
平成3年 宮代町助役
平成5年 宮代町長（現在2期目）

主な社会活動

埼玉県町村会理事
(財)さいたま緑のトラスト協会評議員
埼玉県住宅供給公社理事、埼玉県水道協会監事

■今村 奈良臣（いまむら ならおみ）

略歴

昭和9年 大分県に生まれる
昭和32年 東京大学農学部卒業
昭和38年 東京大学大学院博士課程修了（農学博士）
(財)農政調査委員会研究職員
昭和43年 信州大学人文学部助教授
昭和49年 東京大学農学部助教授
昭和57年 東京大学農学部教授
昭和59～60年 米国ウイスコンシン大学客員研究員
現在 日本女子大学家政学部教授
東京大学名誉教授

主な社会活動

食料・農業・農村政策審議会会長
自流通米価格形成センター運営委員会委員長
自流通米取引監視委員会委員長
(財)都市農山漁村交流活性化機構副理事長他、各地の
未来塾等の塾長・顧問等多数

コーディネーター・パネラーの略歴

■千賀 裕太郎（せんが ゆうたろう）

略歴

昭和47年 東京大学農学部農業工学科卒業
農林省農地局勤務
昭和53年 ドイツ連邦共和国食糧農林省、
ボン大学（研修留学）
昭和55年 宇都宮大学農学部農業開発工学科助手
平成8年 東京農工大学農学部地域生態システム学科
教授現在に至る

主な社会活動

食料・農業・農村政策審議会専門委員、
水資源基本問題研究会委員、水利制度研究会委員、
農村計画学会評議員、棚田学会理事、
(財)日本グラウンドワーク協会理事他

■木下 勇（きのした いさみ）

略歴

昭和29年 静岡県に生まれる
昭和53年 東京工業大学工学部建築学科卒業
昭和54年 スイス連邦工科大学留学
昭和59年 東京工業大学大学院博士課程修了（工学博士）
昭和62年 (社)農村生活総合研究センター研究員
平成4年 千葉大学園芸学部助手
平成7年 同助教授現在に至る

主な社会活動

(社)日本都市計画学会国際委員会委員
公益法人世田谷まちづくりファンド運営委員
NPO法人千葉まちづくりサポートセンター運営委員他

■川鍋 美智子（かわなべ みちこ）

活動歴

水仙会（地元の農業婦人活動の会）会長8年間
国際ロータリークラブ会員（交換留学生受入）
埼玉県農業水利審議会委員
埼玉県農村女性アドバイザー
トマトクラブ（地元農産直売組織）の中心メンバー

経営概要

水稻10ha、養豚経営
柿・ミカン・野菜等の直売
養殖魚（ホンモロコ）の直売等の複合経営

新たな農村振興施策について

小 谷 康 敬*

1.はじめに

平成11年7月、食料・農業・農村基本法が制定され、国民が求める「食料の安定供給の確保」や「多面的機能の発揮」を達成するため、「持続的な農業の発展」の基盤である「農村の振興」が基本的な理念として位置付けられています。

また平成12年3月には、食料・農業・農村基本法に示された基本的な理念や施策の基本方向を具体的に示した「食料・農業・農村基本計画」が閣議決定されています。基本計画における農村振興の基本的な方針は以下のようにまとめられています。

- ① 農村は、農業の持続的な発展の基盤たる役割を果たしていることに鑑み、農業が食料その他の農産物の供給の機能及び国土保全、水源かん養、自然環境の保全、良好な景観形成、文化の伝承等の多面的機能を将来にわたって、適切かつ十分に発揮できるよう、農業の生産条件の整備及び生活環境の整備その他の福祉の向上により、農村の振興が図られなければならない。
- ② したがって、地域の農業の健全な発展を図るとともに、景観が優れ、豊かで住み良い農村とするため、地域の特性に応じた農業生産の基盤整備と交通、情報通信、衛生、教育、文化等の生活環境の整備その他の福祉の向上とを総合的に推進するものとし、農村における土地の農業への利用と他の利用との調整に留意して、農業の振興その他農村の総合的な振興が図られるようにしなければならない。
- ③ また、中山間地域等の振興、都市と農村の交流の促

進等が図られるようにしなければならない。

食料・農業・農村基本計画における農村の振興に関する重要な点は、農林水産省所管の施策のみならず関係する府省の施策も盛り込んで、これらを総合的に実施することによって農村振興を図ることとしている点です。

また、本年1月の省庁再編に伴い、農林水産省は「農山漁村及び中山間地域等の振興」という新たな任務を担うと共に、(旧)国土庁農村整備課の所掌事務が移管され、農村の総合的な振興に関する計画の作成および実施を担うこととなり、これらの役割を着実に果たすため新たに農村振興局を設置して、関係府省と連携を図りながら、農村の総合的な振興を推進することとなっています。

2 農村整備を取り巻く情勢

新基本法の制定、政府組織の再編成は農村整備にどのような変化を求めているのでしょうか。

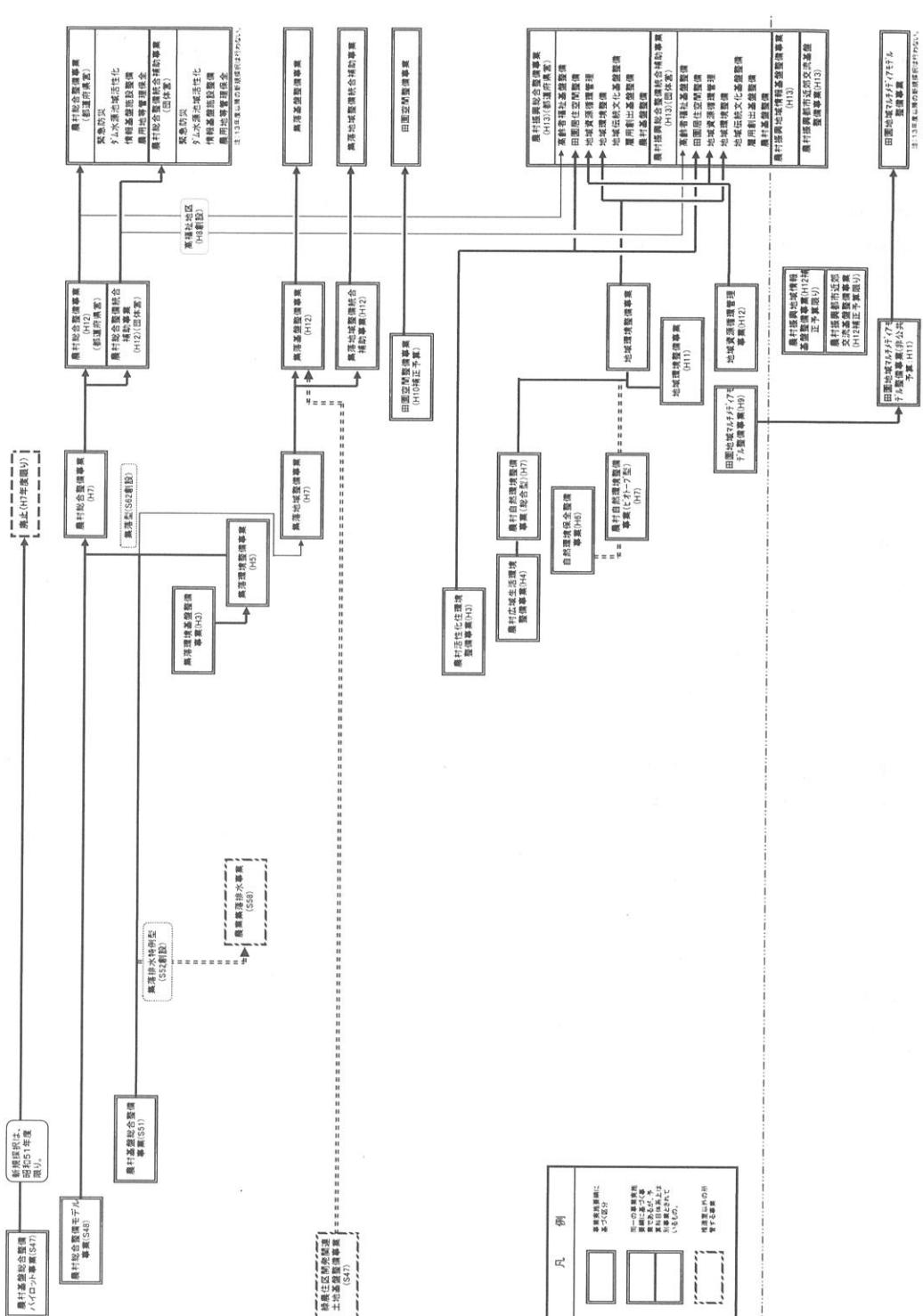
農村総合整備事業は、事業創設以来約30年間にわたり都市に比べて立ち遅れている基礎的な生活環境（ナショナルミニマム）を農業生産基盤と一体的に整備することによって、農村の基礎的インフラ整備に寄与してきました。その結果、農村総合整備事業等の実施市町村数は、平成12年度時点で平地農業地域の市町村の約7割に達しています。その間にナショナルミニマム達成という観点からの整備に加え、水辺・緑地空間整備、情報基盤施設、バリアフリー化など時代の要請に応じた整備メニューを追加してきました。

我が国の経済の発展と産業の高度化が進む中で、国民の価値観やライフスタイルの多様化に伴い、農村に対する

* 農林水産省農村振興局農村整備課課長補佐（こだに やすゆき）

農村総合整備事業の変遷

47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----



る都市の期待も変化しています。都市住民は農村を「週末など短期間滞在しリラックスする場」、「子供の自然体験の場」、「産地直送の発信地」として捉えるなど、農村の果たす多面的な役割に対する都市の期待の高まりはその一例を示すものでしょう。一方、農村では、過疎化・少子高齢化の進行、集落機能の崩壊などの内的変化と、高度情報化の進展などの外的変化が押し寄せています。

農村を取り巻く内的変化、外的変化、国民の農業・農村に対する多様なニーズに対応した農村の振興を図るために、基礎的な生活環境の整備に加え地域の個性を引き出す魅力的で活気のある地域づくりを目標の中心に据えて、必要なハード・ソフト対策を総合的に講じる必要があります。

農林水産省では、このような認識のもとに「新たな農村振興施策」を取りまとめ、食料・農業・農村基本法の理念の実現に向けて取り組んでいるところです。

「新たな農村振興施策」のポイントは以下の点にあります。

- ① 地域の個性を引き出す魅力的な地域振興の目標を、これまでのように都市との比較からのみではなく、高齢者福祉、情報化、環境や伝統文化の保全、都市・農村交流の促進など地域の多様なニーズを踏まえて、地域住民の参加と合意形成によって設定すること。
- ② 地域振興の目標は、農林水産省の単独の施策で達成できるものではないことから、関係府省との連携が重要であり、特に教育や高齢者福祉等のソフト施策との連携による施設の多面的な利用や、既存施設の改修・増築や合併施工により多機能を有する施設の整備を通じた効率的な施設整備を推進すること。
- ③ 日常利用される生活道路や営農飲食用水等を対象とした整備から、地域づくりに必要な施設の整備にシフトして、計画策定、整備の実施、維持管理など地域づくりの各段階で地域住民の参加を得ること。

「新たな農村振興施策」のポイントに共通するキーワードは「地域振興の目標設定」「地域住民等の参画」「関係府省との連携」にあるといえます。

3. 新たな農村振興施策

地域の個性を引き出す魅力的で活気のある地域づくりを実現するための具体的な枠組みとして、農林水産省では平成13年度から、以下の計画・事業制度を展開しています。

- 農村振興のマスタープランとしての「農村振興基本計画」
- 地域の多様なニーズに応える総合整備事業（「農村振興総合整備事業」）
- 住民参加を支援するソフト事業（「農村振興整備支援事業」）

(1) 農村振興基本計画

農村振興基本計画は、原則として複数市町村にわたる広域的な圏域を対象地域として、地方公共団体、地域住民、各種団体等の地域の関係者が主体となって、おむね10年を見通した農村の総合的な振興に関する構想であり、いわば農村振興のマスタープランとも位置付けられる計画で、地域の情勢と診断、地域の将来像（地域振興のテーマ等）、関係府省施策等を含めた振興施策の基本方針、住民の役割分担等含めた住民参加の方針から構成されています。

農村振興基本計画の作成にあたっては、農業者を含む地域住民の意志を確認することが重要であり、集落懇談会、ワークショップ、アンケート調査等の活用によって住民主体で計画づくりを進めることを狙っています。

また、地域が目指す将来像を実現するためには、多様な施策を適切に組み合わせて実施することが必要であり、農林水産省のみならず関係府省の関連施策を組み合わせて地域の現状と将来像に応じて、既存の市町村の構想や地域振興の計画を踏まえてハード・ソフトの総合的な取り組みが盛り込まれることが重要と考えているところです。

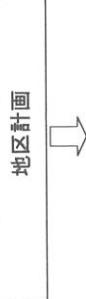
(2) 農村振興総合整備事業

農村振興総合整備事業は、農村振興基本計画を実現する施策として、多様なニーズに対応した整備を総合的に

新たな農村振興施策の展開

これまでの農村整備

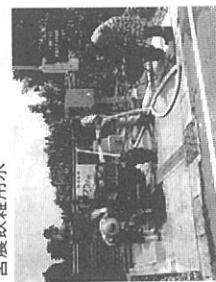
(ナショナルミニマムの達成)



集落排水路



営農飲料用水



情勢の変化

ナショナルミニマムの達成
からの整備



基礎的整備の着実な推進

農政改革と省庁再編

食料・農業・農村基本法	新農林水産省設置法
○農村振興を基本理念	「新たな任務 [農山漁村・中山間地域等の 振興]」
○位置づけ	「農山漁村・中山間地域等の 振興」
○基本計画の骨子	「新たな所掌事務
・政府として農村振興の 各種施策を実施	「農山漁村・中山間地域等の 振興に関する総合的な政策」
・多様な主体の参加	の企画及び立案並びに推進
・関係省庁の連携	

新たなコンセプト

地域づくりの特定目標
(テーマ)の設定

農村に対する新たなニーズ

都市側のニーズ	農村側のニーズ
新鮮で安全な 食料の生産の場	地域環境の整備
うるおいのある自然	安心してゆとりある 生活の場
子供の自然体験の場	情報化社会への対応
良好な居住の場	高齢化社会への対応

新たな農村整備の枠組み

目標の転換

ナショナルミニマムの達成



活気ある地域づくり



新たな農村整備の枠組み

新たなコンセプト

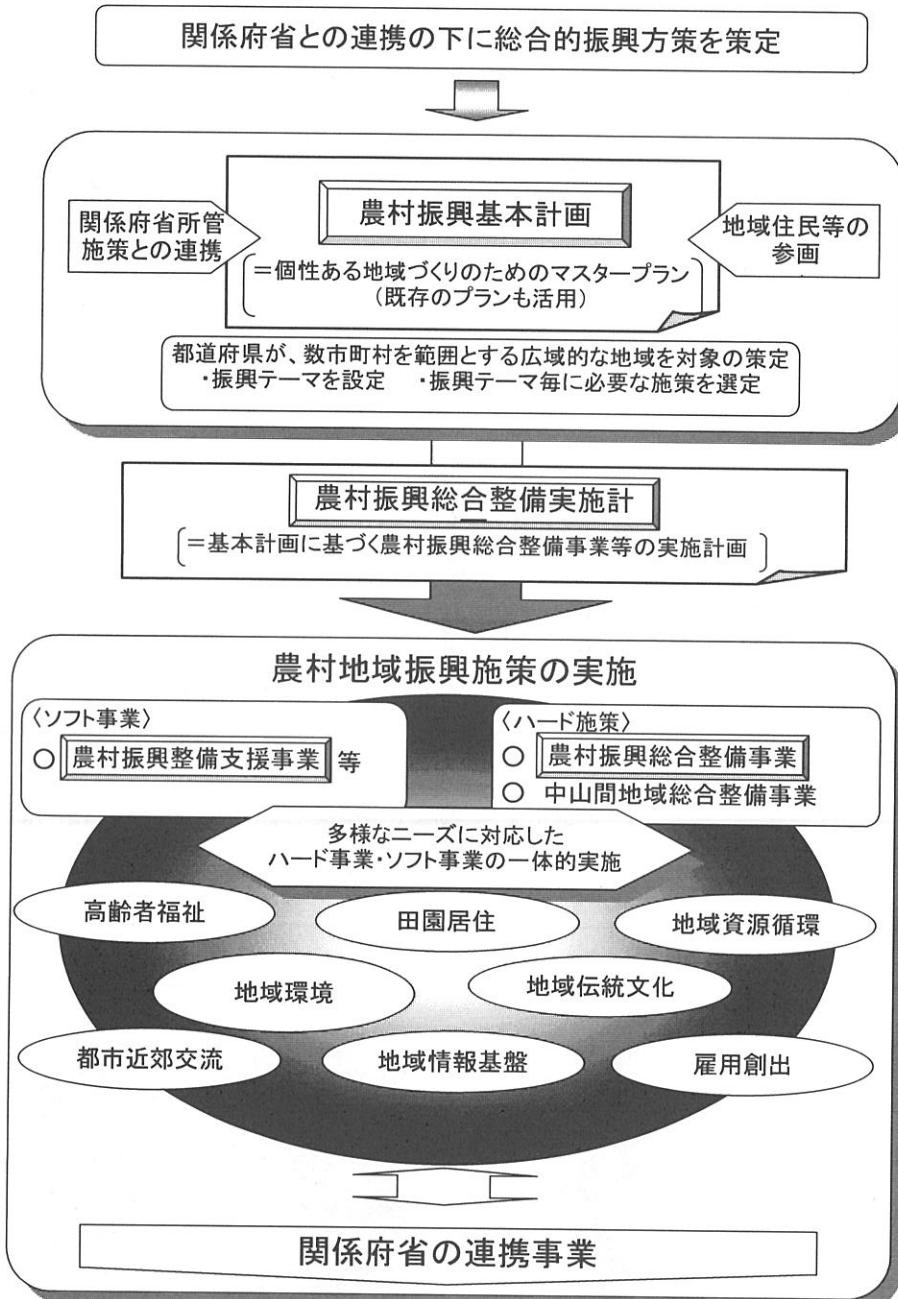
地域づくりの特定目標
(テーマ)の設定

関係省との連携

地域住民等の参画



新たな農村振興施策の枠組み



実施するもので、これまでに実施されてきた農村整備に係る各種の事業制度を、食料・農業・農村基本法の理念を実現するために再編統合したものです。

即ち、生活環境施設を生産基盤と一体的に整備する総合メニュー事業として実施してきた農村総合整備事業、また農村整備の特定テーマを追求した農村活性化住環境整備事業、地域環境整備事業、地域資源循環管理事業などを、農村振興基本計画の振興の目標に対応するため、地域のニーズに応じた整備内容・工種を選択的に組み合わせる総合的な整備事業として再編統合したものです。

農村振興総合整備事業は、高齢者福祉や地域環境の保全など、農村の直面する今日的な課題や地域振興の目標の達成に向けて、農業生産基盤と生活環境の総合的な整備を実施するもので、全体で9つのテーマを設けています。

① 高齢者福祉

高齢者・障害者に配慮した生活環境の整備を図るために、高齢者福祉対策等との連携を図りつつ、福祉施設の用地整備、集落歩道の幅員の拡大、公共施設のバリアフリー化、生きがい農園等の整備を総合的に実施。

② 田園居住空間

農業の健全な発展と農地の適切な利用を図りつつ、豊かな自然環境を有する地域でゆとりある生活を過ごせる住宅用地の供給を推進するとともに、市民農園、緑地空間、水辺空間等の生活環境を整備。

③ 地域資源循環

農村地域の適正な資源管理を行うため、有機性資源等の循環利用のためのコンポスト化施設等を整備するとともに、水辺環境、緑地空間等の整備を総合的に実施。

④ 地域環境整備

子どもから高齢者まで、地域住民が快適で豊かに暮らせ、都市住民にも魅力ある地域環境を形成するため、自然環境や農村景観の保全・復元に配慮した農村地域の整備を総合的に実施。

⑤ 地域伝統文化

地域の歴史・伝統文化を活用した地域づくりを推進するため、農村地域の歴史的な農業水利施設や棚田・茅葺き家屋等の伝統的な農村景観の保全・復元に配慮した整備を総合的に実施。

⑥ 都市近郊交流

都市住民が農業の多面的機能に触れ、その機能が広く理解されるよう身近な都市近郊において市民農園、水辺環境、交流施設等を整備。

⑦ 地域情報基盤

戦略的な農業の展開、農地などの地域資源の管理、行政・福祉サービス面での地域住民の生活利便性の向上などを図るため、地域内の地方公共団体、農協、土地改良区等の公共的な施設間の情報ネットワークの構築等の高度情報通信基盤の整備。

⑧ 雇用創出基盤

基幹産業である農林水産業の振興に加え、地域特性を活かした産業の新たな展開に必要な用地、連絡道、情報通信等の基盤整備を通じて、魅力ある立地環境を整備。

⑨ 農村基盤

多様な活気ある地域づくりを推進するため、農業生産基盤と農業集落道、営農飲食用水等の基礎的な生活環境を総合的かつ一体的に整備

(3) 農村振興整備支援事業

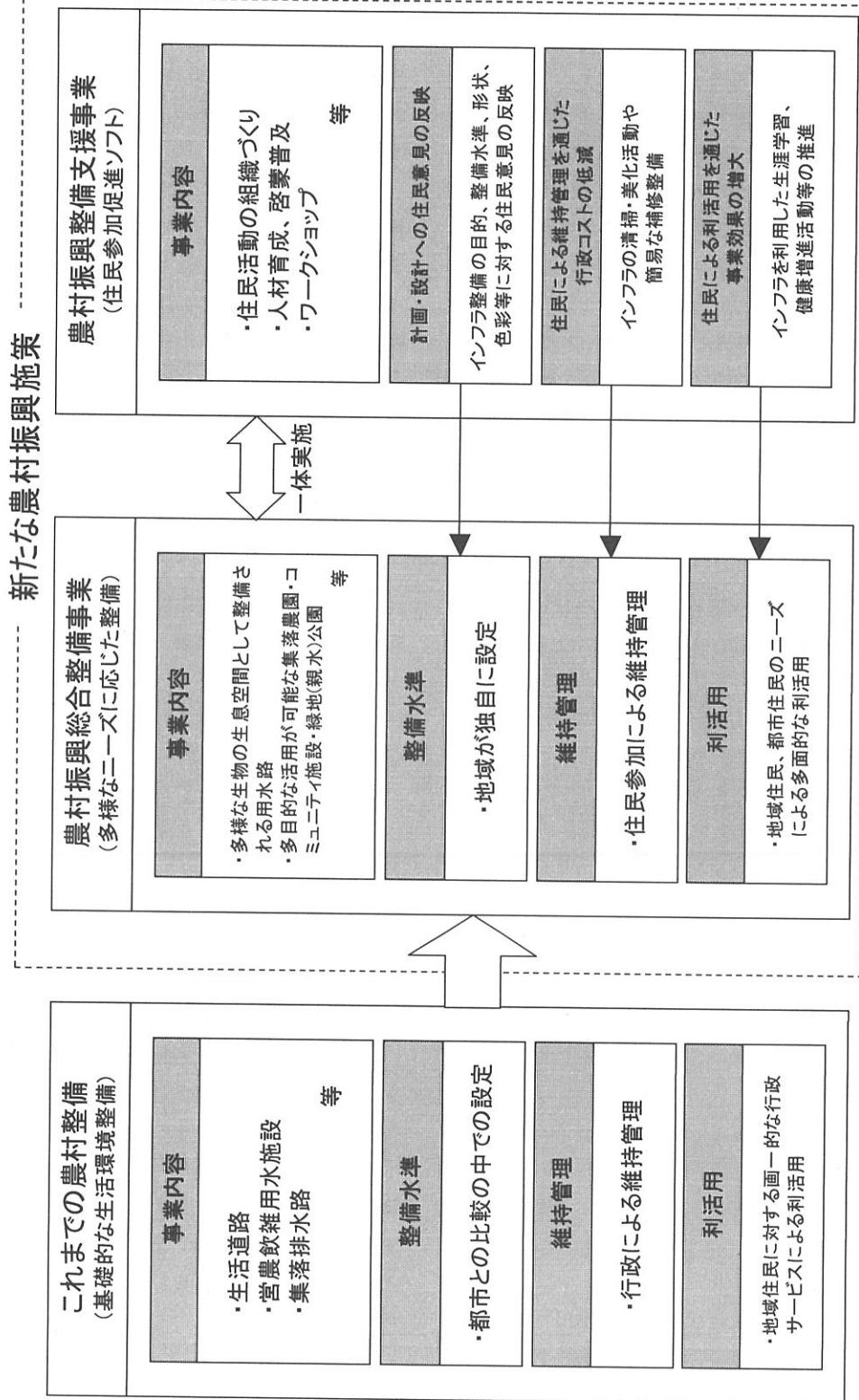
農村振興整備支援事業は、農村振興総合整備事業等のハード整備事業地区をソフト面から支援するもので、「新たな農村振興施策」を支える重要な柱を構成するものです。

個性ある地域づくりの実現のためには「地域住民等の参画」が重要とされながら、従来の農村整備においてはこれを支援する措置が十分でなかった点は否定できません。本事業は、農村振興総合整備事業等の実施を契機に、地域住民自らが考え行動することにより地域の個性を引き出し、活気ある地域づくりを支援する仕組みを構築することを目的としたものです。

具体的には、農村振興総合整備事業等の個別地区を対象に、地域住民による利活用を通じた地域づくりを支援する「地区支援事業」と、地域づくりに関する都道府県及び全国レベルでの支援を行う「技術支援事業」で構成されています。

地区支援事業においては、以下の支援を行っています。
● 住民参加による施設の整備、維持管理、利活用に対する支援

新たな農村振興施策における農村振興整備支援事業の位置づけ



行政、地域住民、学識経験者等によるワークショッ
プの開催

農業体験学習の指導員等の人材育成のための研修会
への参加

施設の保全・利活用活動やNPO等のボランティア
団体の設立の支援

●住民参加による地域づくりの啓蒙普及

パンフレット等の広報ツールの作成、及びこれを活
用した地域づくり活動の呼びかけ

美化コンクール等の開催による住民活動に対する表
彰

●住民参加による簡易な整備

住民主導による環境施設整備の促進を図るための簡
易な施設整備に対する材料提供等の支援

技術支援事業では、各県・全国レベルで以下の事業を
行っています。

- フォーラム、研修会等の開催による人材養成
- 地域づくりアドバイザーの人材バンクの設置と派遣
システムの整備
- 優良先進事例の普及、住民参加を促す枠組みの構築

4. おわりに

かつては主に農業生産の場、農家の生活の場と見なさ
れていた農村は、農家・非農家の混住化の進展、農村に
対する都市のニーズの多様化によって、様々な役割が期
待されています。このような中で、地域の個性を引き出
す魅力的で活気のある地域づくりを進めるためには、そ
こに居住する「人」が主体的に地域の様々な資源や魅力を
再発見し、その地域の将来像を自主的に描くことからはじ
まるのではないか。

このような認識のもと「新たな農村振興施策」においては、地域の将来像などの構想策定、地域づくりに向けた具体的な計画策定、多様なニーズに応える柔軟な整備の実施など、地域づくりに関するタテ方向の各段階を支
援する枠組みを設けると共に、構想策定段階から地域の
多様な主体の参加を得ることや、地域づくりに関する
様々な施策と連携する仕組みを設けることで、いわばヨ
コ方向の支援の枠組みを設けています。

これらタテ・ヨコの支援の枠組みが、地域の個性を引
き出す魅力的で活気のある地域づくりの一助として、幅
広く活用されることを期待しています。

都市と農業の共生空間を考える

石田憲治*

1. はじめに

この報告は、文部省科学研究費補助金「都市と農業の共生空間の形成に関する計画論的研究」（代表者：富田正彦宇都宮大学教授／課題番号：10556048／平成10～12年度）の成果を、筆者の責任でとりまとめて紹介するものである。報告のベースとなった研究の終了時報告書における目次構成は、図1に示すとおりである。

3ヶ年の研究期間には、日本学術会議、農村計画学会との共催による延べ3回の公開シンポジウムを開催するとともに、研究担当者（研究会の組織構成は図2参照）による打ち合わせ、討論合宿を重ね、相互理解を深めながら「都市と農業」の共生課題について、具体的な事象から遊離することがないよう、フィールドにおける問題を意識しつつ、構造論的、文明論的視点からの論議が重ねられた。

研究の内容は、目次構成が示すとおり5つに大括りすることができる。すなわち、まず第1章では、食料・農業・農村基本法（以下「新基本法」）の制定に象徴される農業と農村の変貌や国民の価値観の多様化とともに変わりつつある都市の生活環境の変貌を考察しつつ、ハワードの田園都市論を21世紀の国土像として再評価することにより、都市と農業の共生の可能性と意義を明らかにしている。

第2章では都市住民の生活行動や生活環境の現状分析に立脚して、また、第3章では石油文明からの離脱を志向した21世紀に暮らす人間環境の具備条件から、それぞれ都市と農業の共生空間構造を模索した。それらをもとに、第4章で都市と農業の共生空間構造に関する試論を

構築し、第5章において21世紀の人間環境の創出に向けた計画論を述べ、共生空間形成のための方法を提案している。

2. 都市と農業の共生の可能性と意義

20世紀の後半は「農村」が大きく変貌した時代であると言える。1961年に制定された農業基本法（以下「基本法」）は、高度経済成長を続ける都市や農業以外の他産業を目標に、農工間所得格差の解消を目指して農業生産性を高めることをねらいとしていた。生源寺（1.1）は、基本法には農業の将来ビジョンはあっても、農村の将来像を欠いていたことを指摘している。基本法のもとで農家と非農家の所得格差が解消されたが、それは小規模零細農家が安定した農外兼業機会を得たことによる兼業所得の増加によるもので、決して基本法の農業ビジョンが達成されたからではなかった。

イギリスはじめヨーロッパの国々で高所得者層の農村への人口還流現象が注目されるが、我が国の安定兼業農家は都市居住の過程を経ずして農村還流を先取りしたという見方もできる。杉尾（1.2）によると、農業との共生に関連した都市の生活環境で、施策として国民の意識が顕在化している主要なものは、①国土景観の美しさ、②健全な環境、③ゆとりある住宅、などであるとされる。

近代都市計画の原点といわれるハワードの「Garden City」論は、「田園都市」と訳されて我が国の都市計画制度の展開にも大きな影響をもたらした。ハワードは「都市と田園を融合させたもの」または「都市と田園の結婚」として「Garden City」を提案したが、その背景には協同社会の建設を目指していたことが、武内ら（1.3）に

* 独立行政法人農業工学研究所農村環境部環境評価研究室長（いしだけんじ）

1. 緒論 一都市と農業の共生の可能性と意義一
1.1 ふたたび変わる農村
1.2 都市の生活環境の変質とゆくえ
1.3 21世紀を見据えて「田園都市」論を見直す
2. 人間環境の現状の演繹から共生空間構造を探る
2.1 都市内農業・農地の意義からの演繹
2.2 都市・農業の共生空間構造と農村政策
2.3 都市住民の生活行動の趨勢からの演繹
2.4 都市農村交流活動の展開と住民意識
2.5 “農的営み”の多様化からの展開
3. 21世紀の人間環境の具備すべき条件から共生空間構造を探る
3.1 ポスト石油文明の構造考察から帰納して
3.2 ホモルーデンスの生活空間の具備すべき条件論からの展開
3.3 資源の地域的カスケード型循環利用システム構築の必要性からの展開
3.4 地域資源に依拠した生物生産とその扱い手システム論からの展開
4. 都市・農業共生空間の構造試論
4.1 持続可能な定住社会：農村と都市の共生をめざして
4.2 エコシティとエコビレッジの結婚から生まれるもの
4.3 都市・農業共生空間の様々なかたち
4.4 都市近郊地域の新しい農業の創出
5. 都市・農業共生空間への計画論—21世紀の人間環境の創出に向けて—
5.1 農村と都市の変質のゆくえへの計画原論
5.2 都市構造の改変と法制度の改変の弁証法的展開論
5.3 都市・農業共生空間形成のための土地利用計画制度論

図1 「都市と農業の共生」(代表：富田)科研報告書の目次構成

よるハワードの草稿やメモ等の考察からも指摘されている。ハワードは、「Garden City」は環境に負荷を与えない様々な技術の総合により建設される、と考えていた。

「水路を巡らせた雨水の活用」、「水力・風力発電による大気汚染の回避」、「都市で発生する廃棄物の農地還元による肥料としての再利用」、「Garden City内の食糧自給」などが、ハワードの著書に提案されている。ハワードの「都市と田園の融合」は、田園部に食料生産機能のほかレクリエーションやアメニティ機能などの多面的機能を持たせ、エネルギーの循環や廃棄物の再利用な

ど、ハイテク環境技術を駆使した循環系を包含する一体化的な社会システムを目指すものであったと判断される。郊外型住宅地との混同が見られることが多いが、本来の「Garden City」論は、循環型社会を目指して環境に配慮した都市と農村の一体的整備の提案であったといえる。

21世紀の国土像を模索するに当たって、我が国の社会的背景が「Garden City」論と類似したものを探しておき、現在では多くの環境技術が確立されている。しかしながら、国民共通の田園観が形成されていないこと、都市のGardenではない「農業振興」の視点が欠かせないこ

研究代表者	富田 正彦（宇都宮大学農学部教授）
研究分担者	生源寺真一（東京大学大学院農学生命科学研究所教授） 杉尾伸太郎（株式会社プレック研究所所長） 武内 和彦（東京大学大学院農学生命科学研究所教授） 東 正則（工学院大学建築学科助教授） 柏 雅之（茨城大学農学部助教授） 藍澤 宏（東京工業大学文教施設研究開発センター教授） 三橋 伸夫（宇都宮大学工学部助教授） 安藤 光義（茨城大学農学部助教授） 石田 憲治（農林水産省農業工学研究所室長） 上野 裕士（内外エンジニアリング株式会社技術第1部課長） 横張 真（筑波大学社会工学系助教授） 佐藤 洋平（東京大学大学院農学生命科学研究所教授）
研究協力者	村上 晓信（東京大学大学院新領域創成科学研究所助手） 渡辺 貴史（筑波大学社会工学系博士課程院生）

図2 研究組織の構成メンバー（報告書執筆順）

となど、我が国の特徴を踏まえた「田園都市像」を模索する必要がある。

3. 人間環境の現状分析から共生空間構造を探る

(1) 農業の戦略的展開

市街化区域内農業と定義した場合の都市農業の意義という点では、東(2.1)は生鮮野菜等の供給と多面的機能のいずれの論点からも都市農業存続を都市住民に納得させるに足りないという持論を展開しつつ、農業が都市空間に緑地的空间を担保する意義を高く評価する。都市住民に開かれた参加型農業を含む「緑地的農業」の展開こそが都市農業評価の焦点であると結論づけている。

そもそも都市計画においては、市街化区域内に長期にわたって農地が存在することを想定していない。しかし、生産緑地法を都市の側からの農地存続認定であるととらえると、都市空間の中に存在する農地の非日常性やそれがもたらす安らぎ、都市住民との近接性を最大限に活用した「緑地的農業」の展開が期待されるのである。

都市と農業の共生のあり方に関する一つの典型を、中

山間地域農業に対する直接支払制度に見出すことができる。2000年度から5ヶ年の时限立法として整備されたこの制度は、流域における上下流の連携や産直による生産者と消費者の連携などの個別的連携という共生構造と異なり、国土レベルでとらえた農村政策として注目される。

しかしながら、直接支払いに充てる財政規模拡大の現実的制約を考えると、アグリビジネスの拡大など農村地域における内発的産業発展の促進策が重要である。柏(2.2)は、新潟県○町における特定農地貸し付け事業に、都市と農業の共生空間形成の意義を指摘している。「交流型」の農業・農村活性化は、「農業・農村の多面的価値」の商品化を基礎とするもので、同町では行政主導による農業振興のポイントを交流型稲作の振興に置いてきた。いわば中山間地域の市民農園とでもいうべき施策のさきがけである。

こうした取り組みを契機として新たな産直が開始されるなど、都市住民の共生空間形成への機運も大きく高まっている。しかし、一方では稲刈りツアーへの多数の参加や都市側契約者の広域化と対照的に、農村側における担い手の量的不足やコミュニティの力量等に起因する点的活動の全面展開への困難さが施策の限界として指摘

される。

(2) 農的空間と都市・農村交流

藍澤(2.3)は、都市住民の生活行動の趨勢から都市側から求められている農的空間の機能として、①食料の生産機能、②都市居住に必要な自然環境素材・要素、③癒し効果、④環境学習空間としての教育・保育要素、をあげている。また、a. 農的空間の認知と評価は、日常性と経験則に大きく規定されること、b. 農的環境の効果は栽培体験等の学習を通して相乗的に發揮されること、c. 農的空間の評価は周囲の農的環境の存在量と相関すること、を指摘した。都市における自然的空間や農的空间の多数の事例があげられ、都市住民のニーズを時間軸と地域軸でとらえた整備の段階性が整理されている。

農地存続型の農的環境の整備例としては、①市民農園等における栽培の体験、②農家の農作業への市民の参加、③農的空間の公園化、の3つの形態が存在する。いずれも農業の生産の「もの」の生産から「環境」の生産への展開が、都市と農業の共生への価値づけを都市住民が受容する条件であると考えられる。つまり、都市と農業の共生視点からの空間整備は、農業生産空間が都市の環境形成要素として整備されることが期待されている。

都市・農村交流には、姉妹都市の提携や産直・農地や樹木のオーナー制など、行政主導や民間主導、当事者が特定されるものから不特定のものまで極めて多様である。国民の価値観の多様化とともに、地域間交流はますます多様化していくものと考えられる。ただし、都市側の主導権と便益が優先され、農村の資源にただ乗りした擬似交流が多いことも否めない。三橋(2.4)は、農村が主たる場となって農村地域の諸資源を活用し、農村生活の豊

かさを追求するために築く都市側との物質的および精神的関係を対象として「都市農村交流」を論じている。新潟県〇町住民の交流活動からは、交流への関与者は非関与者に比べて交流活動に対する評価が高いこと、歴史・文化の見直しという精神的活性化と就業機会の創出という経済的活性化の両方の側面で交流活動の成果が得られていること、一部では活性化につながらない徒労感も存在すること、などの調査結果が指摘された。

また、農村地域で地元の資源を活用して展開される都市交流の形態を、関係における精神面・物質面の重視度合いと交流相手の特定度合いを軸としてマトリックスに分類すると、表1に示すとおりである。また、1998年度補正予算から制度化された「田園空間博物館整備」は、表1では、不特定多数を対象としつつ、精神的側面と物質的側面の双方を均衡させた取り組みであると考えられる。

次に、必ずしも所得確保を目的とはしない作物栽培や管理活動およびその関連活動を「農的営み」と総称すると、安藤(2.5)によれば農的営みの広範化の背景が3つあり、都市住民、高齢化社会、農業構造変化のそれぞれからのベクトルであるとされる。都市住民からの動きは「土と縁が切ってしまった」市民社会からの胎動であり、グリーンツーリズム志向や農業体験学習が例示される。高齢化社会に起因する動きは、高齢者福祉としての農業の役割の増大である。農業構造に関わるものとしては、担い手不足を補完するための援農や都市農村交流を契機とするものである。

農的営みを社会構造として定着させるための条件としては、①都市・農業共生空間構造に対応する新たなコミュニティの形成、②税制を考慮した農林地提供者およ

表1 都市農村交流の形態〔三橋(2.4)をもとに一部割愛して編集〕

主たる対象 → 重視する側面 ↓	不特定多数 (希薄な関係、一方向)	特定少数 (濃密な関係、双向)
精神的関係(非営利)	展示会・展覧会	姉妹・友好都市、農業・創作体験
物質的関係(営利)	物産展、レストラン、レクリエーション	オーナー制・貸付け農地、宅配便

び農林地の確保、が課題である。

4. 21世紀の具備すべき条件から共生空間構造を探る

(1) 自然人間から技術人間¹⁾へ

今世紀における都市の成長が周辺農村に依存する仮想空間に過ぎなかったという認識に立つならば、論理的には21世紀に向けた都市と農業の共生空間構造は、化石資源に依存した20世紀とは隔絶して存在する新たな空間を前提として構築する必要がある。

しかしながら、21世紀に生き続ける人間は、20世紀に生まれた人間そのものであったり、その子孫であることを考えるとき、20世紀末における状況を、文明構造の変遷過程としてとらえ、その延長上に望ましい共生空間を構築せざるを得ないと考えられる。産業革命以降の急速な技術開発とその大衆的普及をヒトの進化の一過程と捉えた上で、そこからもたらされた様々な混乱や自然と人間との共生関係の崩壊を考察し、20世紀末に始動した都市と農業の共生に関する事例分析を踏まえた上で、ポスト石油文明期の共生空間構造を展望しなければならない。

20世紀の技術開発は、生物体能力の擬似的克服を成し遂げた。時速4kmの歩行が時速千km近い旅客機での移動に置き換えることなどを、生物体としての身体機能を擬似的に拡大したと評価すると、20世紀後半の人々は、肉体能力のみで行動する「自然人間」から、さまざまな身体機能代替機器の支援を得て行動する「技術人間」に進化したと判断することができよう（表2）。

ところで、これらの「技術人間への進化」は、化石資源をエネルギーとする20世紀の工業的大量生産が大衆的

表2 生物体の身体機能と代替機器例

自然人間仕様	技術人間仕様・装備（例）
手（指）	各種家電製品、ロボット
足	自動車・航空機等輸送機器
口・耳・鼻	電話、マイク、映像機器、ガスセンサ

普及を遂げた成果であること、また、生物体としての機能自体が向上したわけではないこと、車に依存する現代人の脚力低下が示すとく、生物体としての能力の限界を克服するものではなかったことに留意する必要がある。このことは、技術人間の内在的な限界性を意味しており、非生物的物質に依存する技術人間としての活動の増加が、生活空間の秩序の崩壊や自然環境と人間活動のそれまでの伝統的な共生関係に大きな混乱をもたらしたと考えられる（石田ら；3.1）。

(2) 人間と自然の再共生と環境教育によるニューモラルの確立

かつて自然人間の水田稲作と共生していた二次的自然が、技術人間による高度に機械化・省力化された近代農法のもとで再び共生していくためには、①都市的ライフスタイルの浸透と農的ライフスタイルの理念的志向による都市と農業・農村の関係の必然的混乱、②情報化社会の発展に伴うサービスの提供者と享受者の双方向化、③空間管理の適正規模喪失による地域環境管理への参加限界の発生、等に着目しつつ、自然と人間の新たな共生構造を再構築していく必要があると考えられる。

ここでいうニューモラルとは、子供に、①個人、②地域社会の構成員、③人類の一員、としてのそれぞれの自分の異なる側面を正しく認識させるものである。環境との関わりを3つの異なる規範レベルで行動すること、これらの3つの側面のバランスを適正に保ちつつ行動することにより人間社会と自然環境の調和が回復可能となること、を理解させる必要がある。

環境問題等への関心の高まりから農業や農村に熱いまなざしが注がれている今日、「都市と農業の共生」は、極めて重要な教育テーマの一つとなっていることがわかる。神谷²⁾は、2002年での完全実施が予定されている新学習指導要領のもとでの総合学習の展開に際して、「テーマユニット」と「フリーユニット」という用語を提案して、それらの組み合わせによる学習の効果的展開を目指している。ここでいうテーマユニットとは、「学び方 자체を学習の対象ないしは目的にする単元」という意味に理解される。すなわち、「学び方を学ぶ」のである。

ここで注目したい点は、このテーマユニットとフリー

ユニットの組み合わせ学習の好例として、「自然農法や炭焼きから循環型社会を構想する総合的学習」が提起されている点である。公教育のニューモラルの再確立に向けた展開方向には、「都市と農業の共生」視点が矛盾無く位置付いていると理解される。

杉尾ら(3.2)によると、余暇時間の増大が「仕事」を基調とするホモ・サピエンスから「遊び」を基調とするホモ・ルーデンスへの移行の遂げ方を問い合わせている。そもそも「仕事と余暇」という対立概念は、産業革命後の近代西洋におけるローカルな産物であり³⁾、近代以前からの活動形態である農業にとって、仕事と余暇の境界が曖昧である。農的活動は、仕事・余暇の両側面が分かちがたく結びついた活動形態である。

文化という言葉の語源cultureが、cultivate(耕す)にあり、農的活動と関連が深いことを考えると、農的活動やその空間が、余裕やゆとりとしての「遊び」を含めた人間の生活にとって不可欠であることが理解される。

(3) 都市と農業の共生要件としての資源循環と担い手

資源循環を有効にするためには、①人間活動をプロセス単位に分割し、②各プロセスにおけるインプットとアウトプット及び廃棄物を整理し、③プロセス間の関係を明らかにすることが先ず必要である。次に、種々のプロセス間において、廃棄物を別のプロセスのインプットとができる新たな組合せの可能性を探り、場合によっては新たなプロセス(廃棄物の資源化プロセス)を開発することが求められる。

これらの結果、各プロセスが滝のように連結されることによりカスケード型資源循環が実現されることになる。そして、廃棄物がゼロとなることが理想である。

上野ら(3.3)は、資源循環の事例を収集して、循環内容(①堆肥化・農地還元、②エネルギー転換、③他製品への転換)と圏域(a.家庭・施設、b.集落等、c.市町村等、d.広域、e.都道府県、f.全国)の組み合わせによるマトリックス的整理を行った。その結果、大半の事例が①とbまたはc、すなわち、集落から市町村圏域レベルでの堆肥化や農地還元であった。これは、補助事業

等による圏域の採択要件と関わっていると考えられるところから、循環型社会の構築に向けた事業圏域の設定が期待される。

需要と供給の地域的偏在も、健全な資源循環を低成本で実現することを阻む理由の一つである。表3に示すとおり、生ゴミの三大都市圏への偏在は、生活系廃棄物をコンポスト化して再利用する上で大きな課題である。

表3 主たる生物及び生活系の廃棄物の地域別発生状況⁴⁾

	三大都市圏	三大都市圏以外
家庭・事業系生ごみ	67%	33%
家畜ふん尿	18%	82%
下水汚泥・浄化槽汚泥*	54%	46%

注: *水洗化人口の比によっている

資源循環を支えるバイオマスやローカルエネルギーに関する多くの技術は、20世紀においてすでに完成していると言える。しかし、技術的な到達点を得ているものの、社会での実践の担保という点では未達成のものが山積している。個人、家庭、企業、社会における資源循環に関する合意形成がなされ、実践技術として社会に定着させることが、21世紀初頭の到達目標である。

循環型社会の構築を前提とした農業生産システムのあり方を、多様な担い手によって実現することも緊急の課題である。安藤(3.4)は、農地保全、地域資源の保全と活用という視点から構築される農業振興のための連携関係を「担い手システム」と称して、条件不利地域の大半を畜産が占めるヨーロッパの経験が導入できない困難性を指摘している。アジアモンスーン地帯の水田農業という特徴を前提として、水利を媒介したコミュニティ、地域資源管理に長年のノウハウを有する土地改良区など、伝統的な担い手システムの活用が期待されるとともに、地域の営農組合や企業的経営体、3セクなど、人口減少時代に都市と共生する農業の振興と地域管理に適合した組織の調和的形成が期待される。

5. 都市・農業共生空間の構造試論

(1) 農村と都市の共生を可能にする経済環境条件の成立
成長の時代から成熟の時代に入って、ほとんど成長に値しない低い成長率が常態化する経済環境こそが、農村と都市の共生的な関係を展望できる条件である。生源寺(4.1)は、一方向の資源の流れが続いている限り、眞の意味での農村と都市の共生はあり得ないと指摘する。この意味では、成熟の時代に入った21世紀は、農村と都市が共生し得る経済的環境条件が整っていると判断される。

経済社会の成熟下で農村と都市の共生関係を論じる際には、①市場財消費の飽和化のもとでの非市場財へのニーズの高まり、②消費選択行動の多様化と個性化、の2点を念頭に置く必要がある。都市において潤沢に供給される市場財に対する需要と農村の二次的な自然空間に代表される非市場財に対する需要が、近い将来、均衡する状況が想起される。多面的機能は、農村起源の非市場財の典型例であろう。農業活動に伴う多面的機能の発揮は、新基本法の基本理念の中でも明確に位置づけられている。

農村と都市の共生のタイプを模索する際の人々の双方の流れに注目するとき、新しい定住者を受け入れる農村のあり方が十分検討されていない。都市から農村への人口還流が現実となるためには、財やサービスに関するミニマムの条件整備と移動障壁の解消が必要である。さらに、定住空間としての農村の弱点は、社会資本整備の効率の低さである。割高な投資を少しでも軽減するためには、社会資本を構成している要素のそれぞれについて、最適な供給条件の吟味が必要である。

市場財と非市場財の需要の組み合わせも多様であることは、個性化する消費選択行動と居住選好に応える必要があり、そのための国土形成の基本は、農村は農村らしく、都市は都市らしく明瞭なコントラストを形成することである。

(2) エコシティとエコビレッジ

都市空間において増大する環境負荷を軽減し、質の高い自然環境を再生することが旧建設省によって提案され、エコシティと称されている。また、武内ら(4.2)

は、新しい農村整備のあり方として、①循環系の構築、②自然との共存、③都市・農村交流の3つの側面を満たす農村モデルを「エコビレッジ」という名称で提案している。そして、都市・農業共生空間モデルは、エコシティとエコビレッジの延長線上に描かれる。

エコビレッジの整備は、中小都市論と不可分であり、深刻な人口減少による地域の衰退が顕著な中小都市も多いことから、中小都市の連携による都市施設のネットワーク化が大切である。中小都市を取り巻く農山漁村は、管理された自然の場として中小都市の自然豊かな資質を高める上で重要な役割を果すことになろう。地域の自立にとって、農山漁村の産業形成は重要な課題である。第二次、第三次産業も取り込んだ、農業のいわゆる第六次産業化や地域の土地・水・生物資源を活用した産業連鎖の形成による「産業共生」も21世紀の地域整備にとって重要な概念である。

エコビレッジの圈域形成に際しては、地域の居住・生活圏を固定的にとらえることなく、国際交流の受け皿となる「広域国際交流圏」の形成も考慮することが期待されている。また、農業・農村整備に求められる要件の一つとして、農村環境デザインの発展が必要であることが指摘される。画一的な整備を避けて、下絵としての田園景観が浮き彫りになるような洗練された農村環境デザインが求められている。

(3) さまざまな都市・農業共生空間と新しい都市近郊地域農業の創出

三橋(4.3)は、都市と農業・農村の関係を空間形態に着目して3つに類型化している。①ラーバン型、②流域型、③遠隔交流型、の3種類である。都市と農業・農村の関係再編を目標理念とすれば、これら3つの共生形態が重層しつつ、各空間スケールにおいて成立する地域が21世紀のあるべき共生空間である。ここでいう共生とは共通の環境下で両者が相互に支え合う関係を指しており、社会的事象であることを考慮するとパートナーシップの形成と言い換えることができる。

ところで、都市近郊地域の農地は、高度経済成長期には拡大する都市の受け皿の役割を担わされていた。そのため、積極的な農業振興策や農地の計画的保全が軽視さ

表4 都市・農業共生空間の類型と特徴

	ラーバン型	流域型	遠隔交流型
成立している空間	都市の市街地縁辺部	同左／連担空間 流域圏	物理的連担なし 遠隔地間のネットワーク
空間スケール	数百メートル～数キロメートル 地区計画レベル	数十キロメートル以上 広域計画レベル	百キロメートル以上
媒介要素	農業・農村の 多面的機能	表流水・地下水, 涵養森林	農産物, 文化, 情報 人的相互作用
具体的事例	横浜市舞岡公園	愛知県東三河地域 穂の国森づくりの会	群馬県川場村と 世田谷区

れがちであったことは否定できない。しかしながら、横張ら(4.4)が指摘するように、都市近郊の農地は安全性と多品目適性から見た農業生産の高いポテンシャルを有している。また、農地の環境保全機能が重要視されており、気候緩和機能や景観保全機能などの発現など、エコロジカルな技術の発信源としての農地の役割をいかした、新しい都市近郊農業の創出が期待される。

6. 都市・農業共生空間への計画論

計画には、計画を策定するという意味での計画 (planning) と、策定された結果として存在する計画 (plan) とがあり、ここでの計画は前者を意味している。計画 (の策定) とは、目標を適切な手段によって実現するために、将来における行為に関わる意思決定 (群) を準備する過程である⁵⁾ と定義される。

佐藤(5.1)は、計画の理論とは計画策定プロセスに関する理論であるとする。また、統計学をはじめ計画に関する諸科学は、計画策定における一連のプロセスに科学的合理性を与える理論である。現実に生じている事象を説明するための理論、将来を予測するための科学は、合理的な計画を策定する上で不可欠な存在である。

都市・農業共生を意図した地域計画という時、別個の計画体系が存在するわけではない。計画策定プロセスの全体または一部において、都市・農業共生を意図することにはかならない。意図を実現する機会は2つあり、「目標」設定段階と「立案」または「決定」段階である。

目標設定段階における都市・農業共生は、環境共生とはほぼ同義であり、広域的視点からの環境配慮と関連づけつつ個別地域での環境共生をはかることが求められる。立案または決定段階における都市・農業共生は、多様なウェイトが想定される個別目標の合成ベクトルとして位置づけられる。

都市・農業共生空間の形成は、一方的な関係に変質して過大なストレスを生じていた資源利用と環境との関係を双方向の関係に復元するための定住地域圏というメソスケールでの試みである。

都市計画も新しい時代を迎えており、東(5.2)は、「自然の獲得」を目標とする環境時代の都市計画の必要性を強調する。そこで計画課題は、都市規模の制御と密度規制、緑地空間の連携、水辺空間の拡大等をあげることができる。農業の側からも、有機無農薬農業を重視するとともに、防災、景観保全、地域資源循環などの多面的機能を計画の中に位置づけていく必要がある。また、柏(5.3)は、新たな農地利用・管理に関する計画メカニズムの必要性を指摘する。すなわち、新たな社会的要請に応じるために新たなコスト概念が必要である。

産業間土地利用調整問題では、生産力主義から脱却して環境保全などの農業の外部経済効果を含めた多元的なゾーニング設定システムが求められる。さらに、ゾーニング内における経営方式の誘導など、地域農業における小土地利用の誘導システムが必要である。外部経済促進型エリアと外部不経済抑制型エリアに分けて目標像を設定するなど、地域の条件に即した目標設定と誘導システ

ムのあり方が、都市・農業共生空間形成のための土地利用計画論として重要である。

引用参考文献

- 1) 富田正彦 (2000) :緊急提言「食料主権」所収.
- 2) 神谷輝幸 (1999) :「自然農法・炭焼きから循環型社会を構想する総合的な学習」, 食農教育, No.6 .
- 3) Corbin, A., (1995):*L'avenement des loisirs.* Flammarion, Paris.
- 4) 生物系廃棄物リサイクル研究会 (1999) :生物系廃棄物のリサイクルの現状と課題－循環型経済社会へのナビゲーターとしてー, pp.18-24.
- 5) Andreas Faludi (1978):*A reader in Planning Theory*, pp.330-332, Pergamon Press, Oxford.
- 6) 富田正彦ほか (2001) :「都市と農業の共生空間の形成に関する計画論的研究」, 科研10556048研究成果報告書.
- 7) 1998年度日本学術会議シンポジウム「農村と都市の共生は可能か一定住地域圏を考えるPart. 1ー」, 農村計画学会誌, 17(4), pp.311-353, 1999.3.
- 8) 1999年度日本学術会議シンポジウム「都市・農村共生空間の構造を考える一定住地域圏を考えるPart.2ー」, 農村計画学会誌, 18(2), pp.148-179, 1999.9.
- 9) 2000年度日本学術会議シンポジウム「都市と農業の共生する空間一定住地域圏を考えるPart.3ー」, 農村計画学会誌, 19(2), pp.158-192, 2000.9.

環境と共生する土地利用

清水 英昭*

I 環境と共生する土地利用指針に見る 都市と農業の共生空間

1. 指針策定の背景

(1) これまでの土地利用動向

埼玉県では、東京に隣接する立地条件から、昭和30年代後半から急激な人口増が生じ昭和35年243万人の人口が、平成7年には673万人と2.8倍となった。この趨勢は落ち着いてはきているものの、平成12年には694万人に達している。

これに伴い、農地や森林の宅地化が進み、昭和35年に県土面積の4割を占めていた農地16万haは、平成7年には9万haにまで減少した。また、森林も13万haから12万haに減少した。この間の農地転用は、ピーク時には年間4,000haを超え、現在でも漸減傾向にはあるものの年間1,000ha近い状況が続いている。

表1 県人口の推移
(単位:千人)

昭和35年	昭和40年	昭和50年	昭和60年	平成7年	平成12年
2,431	3,015	4,821	5,863	6,759	6,938

表2 土地利用の推移
(単位:㎢)

	昭和40年	昭和50年	昭和60年	平成7年	平成12年
総面積	3,799	3,799	3,799	3,799	3,799
宅地面積	274	451	600	660	
農地面積	1,517	1,211	1,057	922	875
森林面積	1,331	1,312	1,273	1,236	1,234

この急激な農村社会から都市社会への転換は、都市部においては、無秩序な市街地の形成を生じ、街路や下水道、公園等の都市基盤整備が遅れるとともに、市街地に潤いを与えてきた都市農地や雑木林、水辺などの身近な自然環境の喪失を生じ、都市環境の悪化が深刻化した。また、スプロール的開発の都市周辺部への滲みだしあは、都市近郊農業の成立基盤を脅かすとともに、都市的開発への期待を高め農業の持続意欲を低下させる要因ともなった。

農村部では、都市計画法により、良好な市街地を形成する市街化区域と開発を抑制する市街化調整区域という線引き制度導入の結果、人口の減少や伸び悩み、高齢化の促進を生じ、地域コミュニティの維持が困難な地域も生じている。これに産業としての農業の魅力の低下が加わり、耕作放棄地や粗放管理農地が増加するとともに、道普請、水路浚渫が行えなくなるなど、地域管理能力が大きく失われている。また、個別的な小規模開発が進行するとともに、開発に対する期待が一層高まっている。

また、土地を投機の対象としたバブル経済に伴い、県内各地に開発計画が増加したが、バブル崩壊による取得地の遊休化や開発計画の中止により、土地利用の安定しない地域ができるなど、新たな課題も生じている。

表3 土地利用指定の現状(平成12年)

(単位:㎢)

都 市 計 画 区 域					農業振興地域	
総面積	市街化	調整区域	用途のみ	未線引き	総面積	農用地
2,764	704	1,662	23	375	1,679	694

* 埼玉県大里農林振興センター副所長(しみず ひであき)

(2) 環境と共生する土地利用

都市化の進行にもみられる活発な社会経済活動は、便利さや物質的な豊かさをもたらす一方、資源やエネルギーの大量消費により、自然の再生能力や浄化能力を超えるような大規模なものとなり、その結果すべての生物の生存基盤である地球の環境を脅かすまで至っている。本県でも、自然が失われ、都市・生活型公害が拡大するとともに、防災上の課題や廃棄物の問題が深刻化しつつある。身近な緑から地球規模の環境まで、環境問題に対する県民の関心は高まっている。

土地利用についてみると、本県の貴重な緑地を代表する武藏野の雑木林に見られるように、その多くは里山と呼ばれる二次林であり、集落や農地に隣接して薪、炭、有機肥料などに活用されてきた。人の手が加えられることにより、原生林とは異なる、身近で豊かな景観や生態系を生み出してきた。しかし、エネルギー転換や化学肥料の普及により、これまで行われてきた伝統的な人と自然の共生システムが失われるとともに、人手が加わられないことによる雑木林の荒廃や開発による消滅が進み、その保全対策が模索されている。

一方、都市における農林地は、住民には災害からの安全や生活への潤いをもたらしてきた。その面積は、かつてに比べると大きく減少したもののその重要性は一層高まり、住民が利活用しながら、地域の憩いの場として保全したり、豊かな農林地生態系を回復するなどの試みが進められている。

経済を優先する社会から生活を重視する社会への転換期を迎えたいま、県政の基本理念である「環境優先・生活重視」「埼玉の新しくにつくり」の下、限りある資源である土地を、人と自然が共に生きる持続可能な土地利用を目指すため、「環境と共生する土地利用指針」を策定する。

2. 指針策定までの経緯

埼玉県では、これまで、都市計画法や「計画なきところ開発なし」を理念とする予定開発方式などにより、市街化区域への人口誘導と開発規制を行ってきた。しかしながら、必ずしも十分な結果に結びついたとは言えない

状況にあった。また、高齢化、情報化、国際化などの新たな社会情勢の変化、環境保全に対する県民の意識の高まりを背景として、望ましい土地利用の実現に、量的規制に代わる新たな価値観の導入が必要ではないかとの指摘もあった。

このため、今後の土地政策のあり方を検討するため、平成3年10月に埼玉県土地政策懇談会を設置し、平成5年3月に報告書「人と自然が共生できるさいたまの地域づくりをめざして」を作成した。この報告書は、人と自然が共に生きるために環境づくりを土地利用の基本理念とし、次の2項目に重点的配慮を置くことを提言した。

① 人と自然が共生できる開発方式（環境共生型開発方式）」を導入する

② 地域住民の合意形成過程を経た土地利用計画

懇談会提言を受け、平成5～6年度に具体的方策の調査検討を、土地利用関係部局が参画して実施し、平成8年3月に「環境と共生する土地利用指針」を定めた。

3. 環境と共生する土地利用指針の概要

(1) 指針の目的

人と環境にやさしい、ぬくもりのある地域社会の形成を図り、ゆとりと安らぎのある県民生活を実現し、県民が誇りと愛着のもてる自立した豊かな彩の国づくりを推進するに当たり、人と自然が共生する土地利用の理念を明らかにし、この理念に基づく施策の基本となる事項を定めることにより、環境と共生する土地利用の実現を図ることを目的とする。

(2) 指針の役割

① 県における国土利用計画、土地利用基本計画及び土地利用に関する諸計画の策定等の基本方針を示す。

② 市町村における国土利用計画及び土地利用に関する諸計画の策定に当たり、県が市町村を支援するための基本方針を示す。

③ 県土の土地利用転換の規制、誘導方策と維持管理方策の基本方針を示す。

(3) 環境と共生する土地利用の定義と理念

環境は、人の生存基盤そのものである自然環境と、生活や生産の場である生活環境に大別される。人工林や田畠、樹園地などは、双方の環境に関わり県土面積の40%を占めることから、これを農林環境として扱う。

環境と共生する土地利用とは、人と環境が支え合い共存する土地利用である。生活環境に見合った自然環境の保全、向上、創造を進めるものである。

その基本理念は、次の2点に要約される。

① 人と自然が共生する持続可能な計画的土地利用を進める

土地の利用、維持管理を通じて、生活環境と自然環境の共生関係を創り出し、本来県土が持っている健全な生態系や物質循環の保全と回復を実現する。

② 地形条件や地域特性に応じた土地利用を進める

人工度の高い都市では、自然環境の回復創造、農村では自然環境の回復保全と都市農村交流、山村では都市の協力による自然環境保全など、地形条件や地域特性に応じた自然度の向上を行う。

(4) 三つの原則と12の方針

環境と共生する土地利用は、人の環境への働きかけにより実現する。共生関係を確立するには、生態系や物質循環に配慮した自然環境の保全や農林地の多面的機能を評価した農林環境の利活用、環境への負荷が少ない生活環境の創造を可能とする仕組みづくりが必要である。

その第一は、土地条件、生態系、物質循環機能の仕組みを十分理解し、その保全と自然環境への負荷を減らすこと、第二は、伝統的に自然と共生してきた生活を再評価し、新たな時代に対応する自然環境、生活環境を創造すること、第三は、人と自然の共生関係を確立する主体及び体制をつくり持続性ある取り組みを行うことである。

これを、次の三つの原則と12の方針に定める。

一 環境を保全する

① 生態系に配慮する

② 地形、地質、地盤等の条件に適合させる

③ 物質循環に配慮する

④ 農林地の多面的機能を評価し、適正な維持管理を図る

二 環境を創造する

⑤ 地域、圏域の自立性を高める

⑥ 適正な集住と自然を取り入れた都市空間を創造する

⑦ 自然との関わりを重視した里山・田園地域の生活環境と景観を創造する

⑧ 都市農村交流による地域の豊かな環境づくりを進める

三 環境を育む

⑨ 地区、地域、市町村、広域等各領域における住民の主体的な取り組みを支援する

⑩ 行政機関の相互連携と調整体制の整備、充実を図る

⑪ 自然と共生する新たなライフスタイルを目指す

⑫ 県民、企業、団体、自治体などの合意と協力体制をつくる

(5) 地域別の土地利用目標

本県は、地形上から西部の山地、中央部の丘陵台地、東部の低地に大きく区分され、それぞれ独自の自然環境を育んできた。これに、人工度の高い市街地を加えた4地域に区分し、それぞれの土地利用目標を定め、三つの原則と12の方針を適用する。

① 山地地域

生態系や自然の物質循環の源として、水源涵養等の環境保全能力の維持と自然環境の保全を図るとともに、都市との連携を強化し、都市住民との交流の場としての山村集落整備や農林地の利活用を進め、地域資源を活かした土地利用を目指す。

② 丘陵台地地域

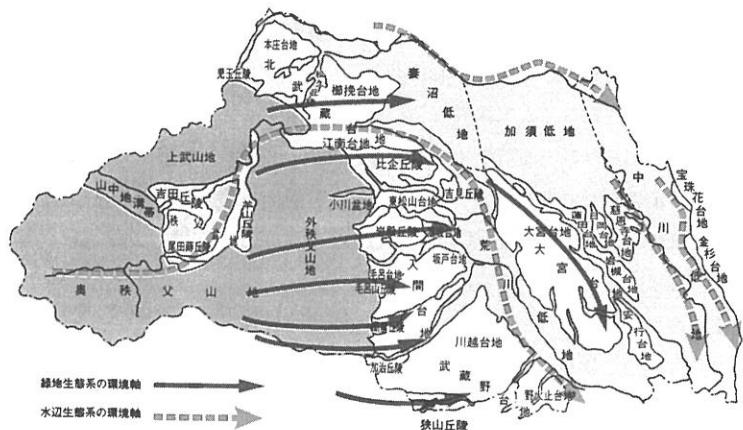
市街地からの眺望としての丘陵の自然や里山、平地林、畑、集落からなる一体的な景観等の歴史ある環境を継承するとともに、既存農地、樹林地の保全を含めた豊かな生活環境を創造する土地利用を目指す。

③ 低地地域

集落コミュニティの再生により地域の環境への管理能力を高め、台地と低地の接点となる斜面林や水田と集落が織りなす一体的な環境を継承するとともに、水と緑豊かな生活環境を創造する土地利用を目指す。

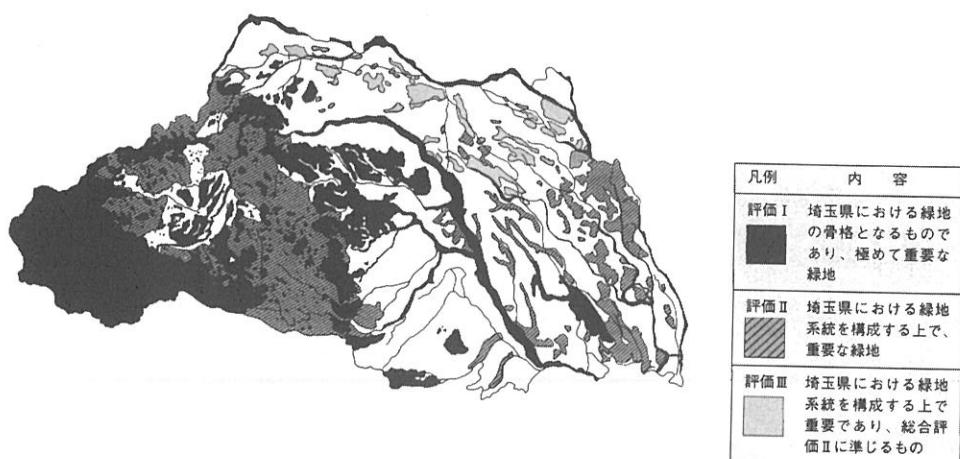
④ 市街地地域

市街地の自然環境を回復・創出するとともに、生態系



(出典：ビオトープ創造事業地域別適用指針 平成6年3月 埼玉県環境部自然保護課)

図1 埼玉県の環境軸イメージ



(出典：埼玉県緑のマスターplan 策定調査報告書 平成元年3月 埼玉県住宅都市部公園緑地課)

図2 緑地の総合評価

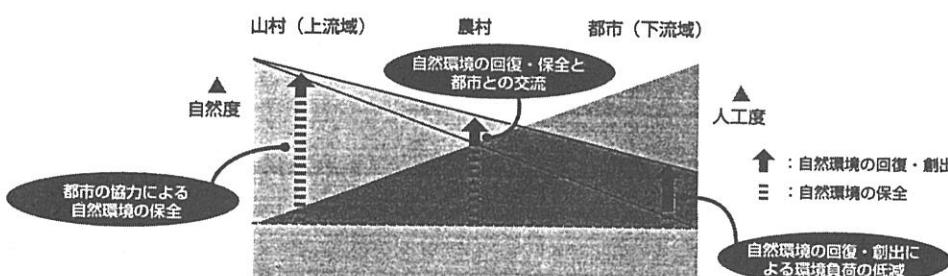


図3 都市、農山村の環境と共生する方向

や物質循環に配慮した環境への負荷の少ない、緑豊かで潤いのある生活環境を創造する土地利用を目指す。

4. 本指針が農業にもたらしたもの

(1) 埼玉県農業の地位と役割

埼玉県では農業をやっているのかと言われることがあり、埼玉県農業に対する認知度は非常に低い。しかしながら、ブロックリー生産量が全国1位、ほうれんそう、ねぎ、かぶ、きゅうりが全国2位など、生鮮食料を中心とする多様な農業が営まれ、年間農業粗生産額2,200億円（全国19位）を挙げている。

9万haの農地をどのように保全・活用していくのかは、見沼代用水路（最大取水量毎秒38m³）に代表される農業用水の水循環機能を保全・活用することも含めて、豊かな県土づくりの基本となるものである。

これまでの都市計画では、農地を緑地空間として位置づけ、都市環境を形成するバックグラウンドとして当然あるべきもの、すなわち農業の負担で保全されるものと考えられてきた。これは、既存法制度や事業体系の限界による結果であった。

しかしながら、人と環境が共生する土地利用を実現するには、農地の保全・活用を農業が主体的に行い得るだけの力強さや賢さを残していることが重要であり、森林のように環境政策として保全・利用が議論される前に対策を講ずることが、都市・農業双方にとって必要となっている。

(2) 農村地域の新たな土地利用

これまでにも、農村地域の環境保全の重要性はしばしば指摘されてきた。この指針では、農業の継続がその基本であり、農村自らが地域マネジメントを行う能力を回復することが必要であることを、都市側が提起したこととが最大の特色である。

これまでの開発行政では、市街化区域への人口誘導、都市基盤整備の重点化が一貫して行われてきた。この結果、都市近郊農村では若年層流出が著しく、小学校や公民館、自治会活動などコミュニティの維持が困難となり、都市近郊の過疎化とも言える現象が進行していた。

産業としての農業の魅力が低下してきたことは否めないが、就業の場が豊富にある本県都市近郊でもこのような現象が生じていることは、集落道路や下水道など生活環境基盤の整備の遅れに見られるように、生活空間として農村をとらえる視点が弱かったことが、大きな要因ではなかったかと考えられる。

このような視点から、本指針は、これまでの土地利用方針を見直し、独自性に富んだ農村型開発による地域コミュニティの維持活性化が、環境と共生する地域づくりにつながる可能性があることを提案している。

とは言うものの、環境を基本理念とする土地利用のあり方である。当然、計画なきところ開発なしの理念を継承し、既存宅地のミニ開発やスプロール的開発の規制、既存集落との調和などの検討は必要としている。また、ほ場の整備も従来の均一整形区画でよいのかなどの指摘もあり、都市から見た望ましい農村像との側面も持っている。農業経営に消費者ニーズを取り入れると同様、農村計画にも都市側ニーズを織り込むことにより、人と環境すなわち農業と都市の共生空間が形成されるとも言えよう。

本県では、ほ場整備事業と集落地域整備法の適用、農村総合整備事業を組み合わせ、農業を核とした地域コミュニティの再生を検討したが、農業情勢の変化等により実現には至っていないなど、本指針の理念実現にはまだまだ時間を要する状況にある。

5. 本指針の県行政への反映

(1) 県土地利用施策への反映

平成9年3月の国土利用計画（第3次）で、土地利用の質的向上を図るため、「土地の利用、維持、管理を通して、県土の自然が本来持っている健全な生態系及び物質循環の保全と回復を実現し、豊かな環境を将来の世代に引き継ぐ持続可能な土地利用計画を進める」ことを理念に謳った。

(2) 環境と共生する土地利用推進アドバイザー制度の創設

市町村等が、環境と共生する土地利用計画を策定する

際に、県がアドバイザーの派遣、紹介を行う制度を設け、平成8~12年度で33件、延べ41人の派遣を行った。

6. まちづくりへの環境共生理念の反映

これまでの土地利用計画制度は、都市計画制度にせよ農振制度にせよ、直接的な事業手段を持たない県、国の許認可を基本とするものであった。しかしながら、まちづくりの主役は住民であり、直接住民と接する市町村が、どのような理念をもって土地利用制度の運用を行うかでその実効性が問われると言える。

本指針策定後、環境との共生をテーマとする市町村まちづくり基本計画が多くなっている。これまでの、産業としての農業、都市機能を補完する農業から、環境共生空間を形成する農業への転換が着実に進むことが期待されている。

II 見沼田圃に見る都市と農業の共生空間

1. 見沼田圃の概要

見沼田圃は、埼玉県南部、首都20~30km圏に位置し、川口市（人口46万人）、さいたま市（旧浦和市（48万人）、旧大宮市（46万人））に跨る面積1,258haの谷津田である。市街地中心から2~4kmに位置する開発圧力の高い地域であるが、洪水調整機能の保全を図るために、県が中心となって土地利用の規制を行い農地として保全されてきた。現在では、歴史空間や、自然環境空間としても高い評価をうけ、大規模な都市近郊緑地として、保全・活用の取り組みが行われている。

2. 見沼田圃の歴史

近年まで、見沼田圃は、斜面林に囲まれた谷津田水田地帯であった。

その歴史は、周辺台地縁に貝塚が分布することから、縄文時代には東京湾の入江であったものが、約6,000年

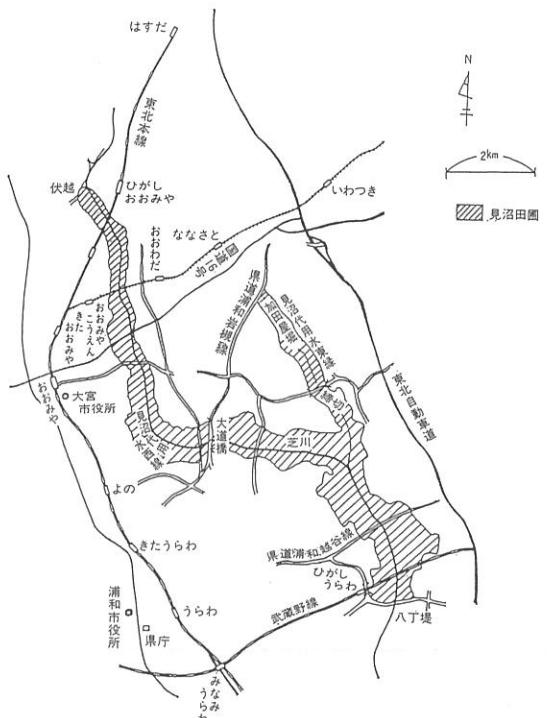
表4 見沼田圃の土地利用状況

(単位: ha)

農地	農振農用地	は場整備済	河川・調整池	公園緑地	その他	合計
699	(596)	(456)	215	74	269	1,257

※平成10年3月土地政策課調査を基に推計修正

見沼田圃範囲図



前からの海面後退により沼・池沼となったと言われている。

江戸幕府成立時には、沼沢地として下流川口市の水田5,000町歩の水源となっていたが、水源が不安定であったため、江戸幕府の命により1629年伊奈備前守忠治が八丁堤を築き、ため池（見沼）とした。これが、見沼の名前の由来である。

しかしながら、沼沢地を締め切ったため池であり水深が浅く、土砂の堆積とかんがい面積増による水源不足を来しあじめた。新田開発を進めていた幕府は、伊沢弥惣兵為永に命じて、見沼に代わる水源として利根川を水源とする見沼代用水を開設させ、見沼を干拓して1,228町の新田を開発した。80kmに及ぶ見沼代用水路と見沼の排

水幹線である芝川の開削などの工事は、1727～1728年の非かんがい期半年で完了した。また、笠原沼等、見沼代用水沿線の沼沢地の新田開発も同時期に進められた。

その後、昭和期以降には耕地整理も始められたが、昭和30年代まで田下駄や田舟を用いるような湿田が残り、サギの集団繁殖地が野田のサギ山として天然記念物に指定されるなど湿地生態系豊かな水田地帯であった。

昭和40年代後半からは、稲作生産調整を契機とする水田転換特別対策事業により、水田の畑地転換が進み、現在では植木や野菜を中心とする農業生産が行われている。近年では、市民農園や観光農園が開設されるなど、多様な都市近郊農業が展開されている。また、都市公園や洪水調整池などの整備も進み、都市住民が歴史や自然、農業とふれあう場としても活用されている。

3. 見沼田圃保全の経緯

(1) 洪水調整機能の保全

昭和30年代の高度成長期に入ると、東京に隣接する県南部から人口が急増し始めた。その矢先の昭和33年狩野川台風で川口市で3万戸（全市の96%）が浸水する大被害を生じた。見沼田圃全域は冠水したが1,000万m³の洪水調整が行われたと推定され、この洪水調整機能の保全が緊急の課題となった。このため、昭和40年見沼三原則を制定し、見沼田圃の開発規制（農地保全）に取り組んだ。

(2) 農業利用による緑地空間の保全

見沼三原則により開発が規制された見沼田圃は、急激な都市化が進行する県南地域の貴重な大規模緑地空間として、その保全意義が一層高まった。このため、昭和40年代後半から農業基盤整備などによる農業継続条件の向上が積極的に進められた。

(3) 自然景観、歴史空間、生態系空間の保全

見沼田圃は、斜面林に囲まれた谷津田水田である。昭和50年代には、環境保全に対する市民活動の高まりを背景に、景観保全に加え生態系空間としての保全が求められるようになった。また、氷川女体神社、八丁堤、見沼

代用水や通船堀など、地域の歴史を伝える施設が多数あり、その保全も必要となってきた。このため、農業生産基盤の整備や公園整備に当たっては、景観のみならず生態系や歴史環境にも配慮した整備が進められた。

(4) 農業空間の再整備

生産調整の継続により農家の営農意欲、農地管理意欲が低下し、昭和50年代後半には水田の耕作放棄が顕著となった。昭和61年から見沼農業振興特別対策事業を開始し、平成3年には見沼農業センターを設立した。

(5) 公的空間管理の導入

農家の負担で農地を保全し治水機能を維持する三原則方式は限界となつたため、社会的環境空間として行政が利活用を進めることに方針を転換することとし、平成7年に見沼田圃の保全・活用・創造に関する基本方針を策定した。

4. 見沼田圃土地利用調整制度の変遷

(1) 農地法による規制（昭和33年）

昭和33年狩野川台風大水害の経験から、見沼田圃が宅地開発されるとその住民と下流川口市住民が、それ以上の水害被害を受けるため、次の措置を講じた。

- ① 見沼田圃の農地転用許可申請に対する取り下げ指導
- ② 芝川改修計画の再検討

(2) 見沼三原則による規制（昭和40年）

昭和30年代後半の急激な都市化で見沼田圃の農地転用許可が急増し、取り下げ指導では対処できなくなったため、見沼田圃農地転用方針（見沼三原則）を県政審議会で決定した。

- ① 浦和岩槻県道、締切以南地域は原則として緑地として維持
- ② 以北地域は適正な計画と認められるものについて開発を認める
- ③ 芝川改修計画に支障ある場合は農地転用を認めない（支障ないとは、流出率が増加しない、宅地は芝川の将来堤防より高い、芝川から離れている場合である）

(3) 見沼三原則補足による規制（昭和44年）

新都市計画施行に伴い、将来の総合的な開発計画に備えるとともに、洪水被害を抑えるため、見沼田圃の取扱いについて（三原則補足）を県政審議会で決定

- ① 全域を市街化調整区域とする
- ② 以南地域は、行政指導と土地の買い取りにより緑地を保全する
- ③ 以北地域は、可能な限り緑地を保全する方針で、都市計画法、農地法により規制する

(4) 見沼田圃開発規制審査会による規制（昭和50年）

開発期待がさらに高まり、審査体制の整備等を行う必要が生じたため、見沼田圃内における開発行為の規制に関する指導要綱等を制定した。

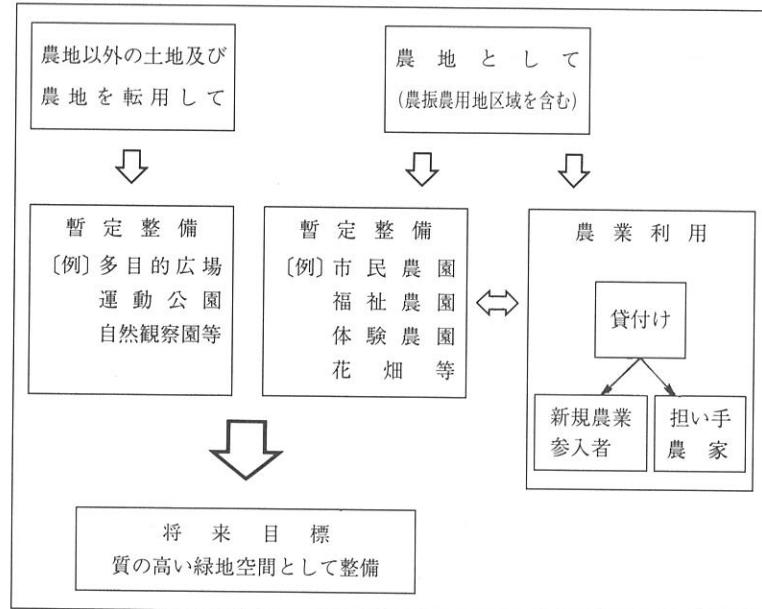
- ① 見沼田圃内で開発行為（用途変更のために行う土地の区画形質の変更）を行う場合、法的な手続に先立ち知事に申し出をする。
- ② 申し出について、見沼三原則等に照らして支障があるか否かを、関係各課で構成する見沼田圃開発規制審査会で審査し、結果を通知する。

(3) 緑地を、治水上支障を来たさない永続的な空間と定義する。

(5) 見沼田圃の保全・活用・創造に関する基本方針（平成7年）

農地の荒廃が進み開発を望む農家と洪水調整機能の保全が必要とする行政、自然環境の保全を図るべきとする市民団体の意向が競合するようになり、農家の協力を主とした三原則規制では保全が困難となったため、新たな土地利用対策方針を定めた。

- ① 治水機能を保全しながら、農地、公園、緑地として土地利用を図る。
- ② 行政は、河川改修や農業振興など地域振興に必要な施策の実施に努める。
- ③ 行政が、土地の買い取りや借り受けを行い、集約化を図ったうえで治水機能を併せ持つ都市公園等に整備する。
- ④ 土地利用を検討する土地利用連絡協議会、個別案件を審査する土地利用審査会を設置する。
- ・その他、温室や市民農園附帯施設、直売所等の農業用施設、自己用住宅の新增改築を認めたり、見沼田圃内の



資料：県土地政策課

図4 公有地化事業フロー図

土を用いる場合は、道路面から30cm以内の客土を認めるなど、地域振興の視点から開発許可条件の緩和を行っている。

5. 見沼田圃における施策展開

(1) 農業生産性の向上対策

① 土地改良事業による農業生産基盤の整備

S46～H7で14地区457haのは場整備や水田転換整備を行ったほか、農道舗装や見沼代用水路の改修を行った。

② 農業近代化施設整備の整備

③ 市民農園、観光農園の整備

見沼農業振興対策事業（県単独補助）により、見沼グリーンファーム、見沼ふれあい農園、見沼グリーンセンターの大規模市民農園等を整備したほか、フルーツパーク浦和等の観光農園の整備を行った。

④ 農地保有合理化事業の実施

埼玉県農業振興公社が見沼農業センターを運営し、H3～H12に3.5haの農地を買い入れ、2.3haを売り渡した。

(2) 洪水調整機能の強化

① 調整池建設の促進

見沼田圃の持つ洪水調整機能1000万m³を目標に、水調整川第7調節池45万m³を整備し、第1調節池550万m³を整備中

(3) 自然環境・景観の保全

① 農業的土地利用による景観の保全と減化学肥料、減農薬の推進

② 歴史、景観、生態系に配慮した整備工事の実施

見沼代用水路の堤塘をヘルシーロード（多目的遊歩道）として県が整備し、休憩所や小公園をプロムナード21事業（県費単独補助）で整備した。

③ 都市公園の整備

県の大宮公園の他、旧大宮市が市民の森や大和田公園、旧浦和市が、見沼自然や見沼氷川公園、園芸植物園、通船堀公園など、川口市が川口自然公園を整備している。

(4) 公有地化の推進（土地買収と管理・整備）

① 見沼田圃公有地化事業による買取り、借受け（県）さいたま環境創造基金から30億円を取り崩し、H10から5年間で約50haある荒廃農地を解消する。35.5haは農地として農林部が管理し、他は緑地空間として利活用する計画である。これまでに、7.1haの買取り、7.7haの借受けを行っている。

② 調整池用地として買収（県）

県河川砂防課が、芝川第7調整池9ha、第1調節池92haを買収した。

③ 公園・緑地用地、公共施設用地としての買収（市）

④ トラストによる景観保全地の買収

S59年(財)さいたま緑のトラスト協会を設立し、民間寄付と県積立金による基金を造成し、トラスト保全1号地として見沼田圃に隣接する斜面林1.1haを買収した。

⑦ J A等による市民農園の開設

(5) 市民活動、住民交流による農地の保全

見沼田圃には、自然保護を中心として関係する市民団体16が登録されている。最近では、H10設立の見沼田圃クラブのように農業を通じた住民交流、見沼田圃の保全活動も拡大している。

6. おわりに

さいたま市が誕生し、本地域の都市的発展が期待されおり、見沼田圃の保全・活用の重要性が一層高まっている。

これまで、見沼田圃の保全は、農地として利用することを基本に進められてきた。しかしながら、今日の社会経済情勢や農業事情の下、産業としての農業を継続することは困難となりつつあり、農家の高齢化や農業意欲の低下、後継者不足による農地管理の粗放化が進んでいる。このため、都市住民からは、農業の継続が難しいなら公園として管理してはどうかという声もある。

今後の保全・活用は、農業の自立を通じて行うことが有効か、行政の関与を高めることにより行うことが適切かを含め、新たな局面を迎えることある。

「農」のあるまちづくり

榎 原 一 雄*

1. 農の息づくまち

春、立ちこめた朝靄に日が差し込む、やがて、植え付けられたばかりの青々とした早苗が次第に姿を現す。農家の屋敷林からだらうか、カッコウの鳴き声が静寂の中を木靈する。森の木々が、そして早苗が浄化してくれたさわやかな空気をおもむろに胸一杯に吸い込む。体のすみずみまでが清められ、眠っていた体の細胞が目覚める。さあ今日も一日が始まる。それが私の好きな宮代の春。

夏、太陽が眩しい季節。蝉たちが競って鳴いている。体がじっとりと汗ばむ。木立の下に入り込むと、そこは汗を吸い取ってくれるかのような涼風が流れている。とてもエアコンでは体感できない自然の恵みだ。そんな「風の道」との出会いが町のいたるところにある。それが私の好きな宮代の夏。

秋、稲穂の穂の上をトンボが行き交い、そこを夕日が茜色に染め上げていく。彼方には、東武動物公園の観覧車がゆっくりと回っている光景。一日の終わりに感謝し、安堵するひとときだ。それが私の好きな宮代の秋。

冬、大地や草木が眠りに入る季節。誰も踏んでいない霜柱の上をザクッ、ザクッと踏みしめ、白い息を吐きながら、黄色の帽子をかぶった子供たちがほっぺを真っ赤にしながら学校に急ぎ足で向かう。なんとも微笑ましい。それが私の好きな宮代の冬。

こんなちょっとした田舎ならどこでも見られる光景、誰もが心の故郷のワンシーンを持てる町、たわいもない農の息づくまちを愛し、いつまでも大切にしていきたい……そうしたごく自然の感情が……、そして心の原風

景こそが私の「農」のあるまちづくりの原点なのです。

宮代町は、都心から東武伊勢崎線に乗って1時間ほどのところにあります。町には、東武動物公園駅を始めとした3つの駅があり、人口は約35,000人、その7割がサラリーマン世帯であります。駅から歩いて10分足らずのところには、田園風景や森が存在するという、まさに田園的生活と都市的生活の交差する平凡な町です。

2. まちづくりの発想

今、日本において未だ経験したことのない、人口が減る社会が近づいております。大都市周辺の都市においても都市化が進まなくなっています。都市周辺の農村、農地といかに共存していくかが大きなテーマとなってきています。また、地球規模での環境問題もクローズアップされてきています。こうした中で、これからまちづくりには、今までのような市街地の拡大や再開発などのハード面に重点を置いたものから、都市を取り巻く自然空間、農空間をもその一部に組み入れた都市づくり、都市と農村との共生が、求められています。

宮代町は、都市化の波の中でやや取り残されてきた感がありますが、このことが今になって幸いし、開発の波から生き残ってきた農地、農業、農村がひっそりと息づいており、都市の中での小さなオアシスとして存在価値を高めているように思います。

身土不二（身体と土地は二つならず）、これは、土地とそこに生きる人間との一体感と共生を表す言葉です。人と自然は必ず関わり合って存在しています。自然は大地を通してさまざまな恵みを私たちに与えてきました。特に私たちは「農」によって、地球環境を大きく壊さずそ

* 宮代町町長（さかきばら かずお）

の恩恵を受け取ってきました。

それが、この100年、自然循環を無視し、効率性・経済性を求める結果、世紀の境界に立つ私たちは、成長至上主義の近代工業文明がもたらした成果とともに地球環境の破壊などの負の遺産や資源の限界に目を向けざるを得なくなりました。今こそ、過去に学び人類生存の基本である「農」を軸に新しい価値を創り出し、「持続可能な発展」の道を見い出す時代を迎つつあります。

私たちは、草木や花、そして小さな昆虫も含めて生きとし生けるものすべての生命をやさしく包み込む「農」の力を世代や性別を超えて、全ての町民が分かち合える宮代町の「個性」を「資源」と捉え、「農」の息づく環境を維持し、時には修復し、美しさと品格を与える、誰にとっても「共感」「共有」「共鳴」「共用」「共存」「共生」できる「美しい風景・宮代」をしっかりと守り育て、それを基本に環境、福祉、教育、そして商工業へと「一点突破、全面展開」を図って、人々の五感で豊かさを実感できるまちづくりを進めてまいります。

これが「農」のあるまちづくりの発想です。

3. どのようなまちを目指すべきか

(1) ドラマのストーリーを描く

私は、まちづくりとは、人と人とが織り成すドラマであり、ドラマには「起承転結」に基づいたストーリーが必要であると考えます。どんな素晴らしい理想郷を頭の中で描いても、思い描くだけでは実現はしません。また、形だけの町民参加をし、いわゆる箱物（施設）等をつくればドラマが完結するというものではありません。もちろん、物語のようにはいきませんが、実現に向かたグランドデザインを描き、その上で小さな一歩から着実に町民と共に夢を現実のものとしていくために、じっくり、ゆっくり、穏やかに、そして、しっかりと地に根をおろし、「小異を棄て大同につく」ではなく、「小異を捨てず」きめ細かなまちづくりを進めることではないかと考えます。

(2) まちづくりは人づくりから

宮代において「農」のあるまちづくりという言葉が最

初に使われたのは、平成3年から実施した職員研修の一つである「政策研究セミナー」においてでした。この研究は、職員が自らまちづくりのテーマを設定し、解決に向けた政策を提案していくもので、約1年間に渡って研究していくハードな研修です。

この中で、私からの希望もあり、「農」のあるまちづくりについての研究がなされ、その政策提案がありました。当時私は助役の身分にありましたが、これは素晴らしいまちづくりの考え方だと思い、いつか実現に向けた一歩を踏み出したいと思っていました。その後前任の町長が病気で急逝したことから、平成5年10月に町長に就任することになりました。

私は、「農」のあるまちづくりを進めるため、まず町の組織を改革し、政策を創る企画広聴課（現在は政策企画課）を設置しました。そして、そこを事務局とした府内組織によるプロジェクトである「農」のあるまちづくり推進委員会を設置しました。このプロジェクトメンバーは、8割が先のセミナーを受講した、いわば組織内起業家とも言える面々でした。全てはここから始まりました。

私は、このプロジェクトを進めるにあたって事務局に2つの注文をつけました。一つは、「事業を実現するにあたってのグランドデザインを描くこと」、もう一つは、「事業を進めるには計画が必要であるが、計画書自体は作るのが遅れても、町民と共に小さな実験と議論を積み重ねて事業を進めていくこと」でした。特に私がこだわったのは後者の点で、これから的地方分権社会において、町民参加抜きでのまちづくりはできないし、してはならないと思ったからです。

(3) 「農」のある風景は永遠ではない

プロジェクトが最初に行ったのは、自分の足元から町を見つめ直すことからでした。それは、町民が住み良いと思っている環境についての現状分析と将来予測、つまり農業白書ならぬ「農」のあるまちづくり白書の作成でした。

この白書によって、宮代にとっての住みよい環境を守っているのは、町全体戸数の約6%しかない農家が^{なりわい}生業を通して維持している田んぼや畑、屋敷林や河川の織り成す風景であるということ、そして、今ある農の原

風景は、農業後継者不足や農家の経営規模縮小などにより、このまま放っておけば、西暦2010年までに218ha減少し、宮代の自然面率50%^(注)は、38.5%まで減少するということが分かりました。一説では、人が日常生活で、潤いを感じなくなるのはこの50%を割った時からだという科学的データもあるようです。この「農」のある風景は永遠に続くものではなく、個人の都合や努力によってやっと維持されている風景（環境）でしかないということです。この風景がなくなっていくということは、すなわち町民が住みにくいと感じる町になっていくということでもあります。

注) 自然面率とは、東京農業大学の進士五十八氏の説で、田んぼ、畑、河川、屋敷林など自然面を形成する要素を指しているもの。

(4) あなた守る人→私眺める人で自分の住むまちを守れるか？

どこの市町村でも、広報は発行していると思いますが、どうしても内容がお知らせ広報になります。政策や施策などの情報提供が不十分であったり、町民に明日のまちづくりを考えてもらうという投げかけがありません。それでは、町民参加に繋がりません。そのため、「農」のあるまちづくりも広報で政策展開する必要があると思い、先の農の現状と将来予測を全町民に公開し、訴えかけていくことから始めました。つまり、「町民の大多数がこの環境を愛しています」⇒「しかし、この環境は非常に微妙な関係で維持されており、まもなく崩壊します」という情報を公開し、町民に危機意識を持ってもらい、その危機意識（危機バネ）を町民全体で共有化し、「さて、あなたならどうしますか？」⇒「あなた守る人、私眺める人で自分の住む町は守れますか？」ということを投げかけていきました。

具体的には、「農のあるまちづくりシリーズ」と題し、約1年半にわたる長期掲載を行ったのです。最初のタイトルは、「危ないシリーズ」と称し、「宮代の縁が危ない」「食料が危ない」「生き物が危ない」「住宅地が危ない」……といった企画連載をしました。原稿は全て職員自らが考え、調査研究し、連載していくことよって、町民参加への土壤作りを進めました。

4. 仲間作りと小さな実験

こうした土壤作りを進める一方、小さな実験としてまず巨峰市を実施しました。巨峰は宮代にとっての特産であり、県内でも有数の産地ですが、意外にも地元の人がその事実を知らず、くちにすることすら少なく、特産品としてのPRが必要であると考えました。そのため、当然農家に、巨峰市での直売を行ってもらうよう頼みに行きましたが、最初は、唐突であり、これといった農業行政をしてこなかったため、農家からの反発もかなりありました。しかし、何度も、農家と熱心に議論をし、なんとか販売できる体制までこぎつけることができました。また、「農」のあるまちづくりは、「農業」のあるまちづくりではないことから、商業者の助けも得て巨峰ケーキの作成・販売なども行いました。その結果、人が集まらないという不安をよそに1,000人規模のイベントとなり、大成功を収めることができました。これ以降、巨峰市は、年々規模を拡大し、現在では、5,000人規模のイベントまでに成長しています。

このことをきっかけにし、春には、桜づつみの下で町の農産物や商業製品を一同に集めた桜市を実施し、これも生産者の不安や反対をよそに5,000人規模の人が集まるイベントとなり、今日まで至っています。また、この桜市がきっかけとなり、生産者の中に自分たちで作ったものを自分たちの手で販売していこうというムードが広がり、定期的な夕市が始まりました。夕市が始まると、その人気を聞きつけ、各地で有人・無人を含めた地域直売所が次々と開設されていきました。町としても、こうした試みに対し、町全体の直売所マップを作ったり、「MADE IN 宮代」と称したのぼり旗を無料で配布するなどして支援をしてきました。

しかし、こうした生産者や町民の意識が少しづつ変化し、賛同者が増えれば増えるほど、そうした活動に対する農業者や商業者の方からの反発や議員や組織内部からも「農」のあるまちづくりに対する疑問の声があがりました。農家からは「農業は衰退産業だ、いまさら農業に力を入れてどうする、農地が売れなくなるではないか」といわれ、商業者からは、「農業にばかり力を入れて商

業は切り捨てるきか」と言われ、役場内部においても、「開発をするなということか」とか「人口が増えない町は活性化しない」……といった批判をかなり激しく受けました。そうした批判の中で、中心となって活動してきたプロジェクトメンバーは組織内でも孤立するし、私自身もあまり批判が大きいため、一時は自分で言い出しておきながらも、何度も止めてしまおうかと思ったものです。

まちづくりに個性と哲学をもち、新しい事を進めていくということは、多かれ少なかれその価値観の相違から必ず反対する意見も出てくるものだと思います。また、反対するにはそれなりの理由があるからであり、理解を深め、その反対理由がなくなれば逆に賛同者になってくれるわけですから、徹底的に議論をし、不可能といわれたことを小さな実験を積み重ね、可能な現実として証明しながら、賛同の輪を広げていくことが大切あります。

5. 「農」のあるまちづくり基本計画の策定 夢を現実に

町を一つの方向性にリードしていくには、言葉は悪いですが、プロジェクトメンバーのゲリラ的戦法だけでは限界があります。事業をそれぞれのセクションから企画実施したり、町民の自主的組織を支援するなど裾野を拡大していくとともに、時には町全体をリードしていく大きな事業を積極的に仕掛けていくことも必要です。しかし、このようなことは無計画に行うものではありません。そのため、これまでの町民参加と小さな実験の積み重ねを踏まえ、平成10年2月に「農」のあるまちづくり基本計画を策定し、まちづくりの基本理念とリーディングプロジェクトについて全町民に示していました。

このリーディングプロジェクトはいくつかありますが、の中でも、特行政がリードしていく事業として、「官代マーケット計画」と「新しい村整備計画」があります。前者は、地域内自給を高め、自立性のあるまちを目指すと共に、生業を通して農のある景観を守っていくというものです。そのためのシステム作りと販売拠点の整備を行うものです。後者は、20世紀の高度経済成長の影で失われた地域コミュニティ=結の心、地域の教

育、自立と助け合いの福祉、といったものを農の力を借りて再生する拠点として、また、歴史に学ぶ保全、維持、創造のあり方の実践の場として、あるいは農業生産、特産品の開発拠点など、まさに複合的な要素を含んだ新しい発想に基づく小さなコミュニティエリア=「村」の創造にあります。

6. 新しい村構想

(1) 新しい村の概要（図）

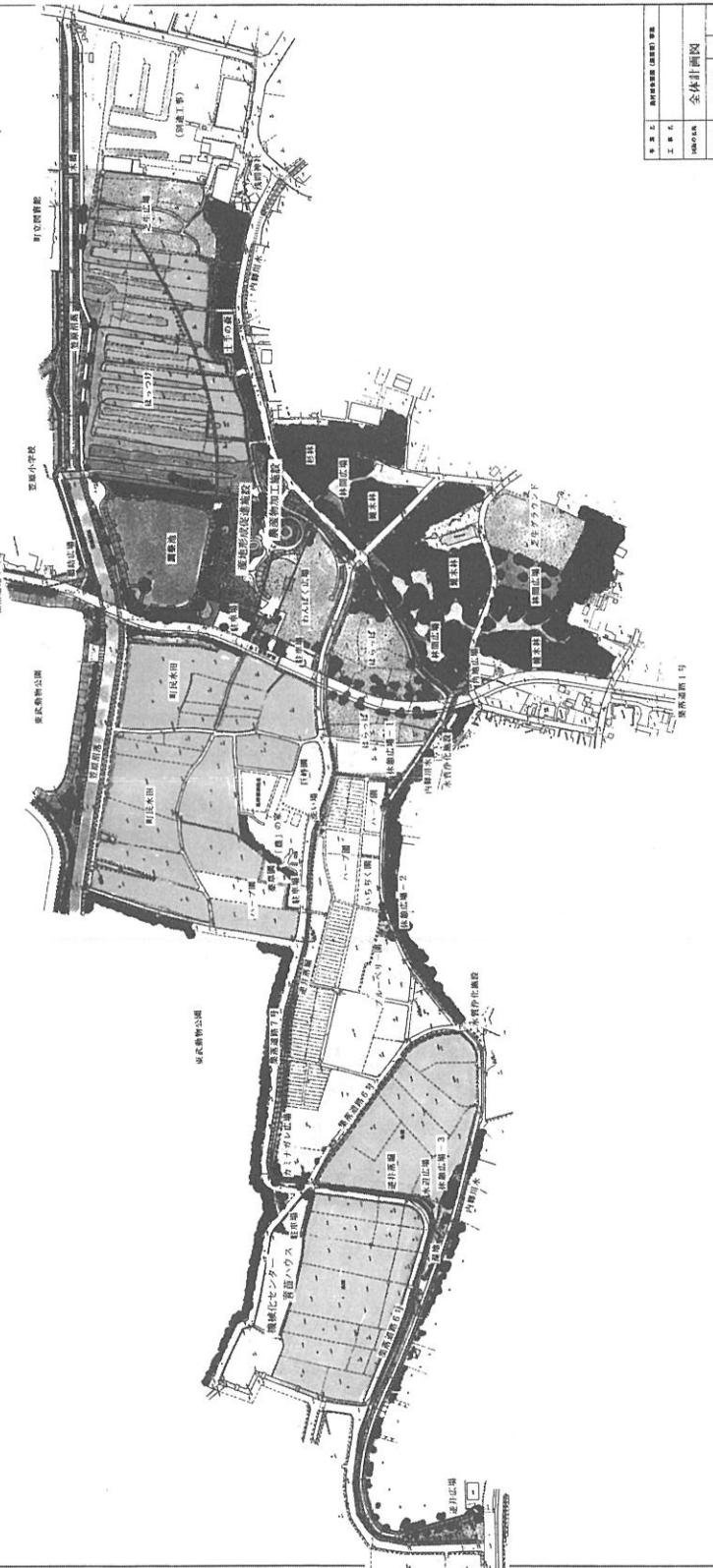
新しい村は総面積13haで、基本的には、新たに公園を作るという発想ではなく、今ある原風景を維持しながら失われたものは再生し、維持すべきものは保存し、必要なものは新たに創るといった考え方で全体の整備を行っています。そのため、変形した昔ながらの田んぼがあって実際にそこを農家が耕作していたり、江戸時代に開発された堀上田の再生、森の保全、市民農園やその利用者の交流施設である農の家の整備、ハーブ園や果樹園、水田オーナーや収穫体験農園などの他、直売施設、生産法人施設などあらゆる「農」に関する施設が集約されています。

また、村内だけでなくその周辺部においても、県の協力を得るなどして、河川改修を小さな生き物が生息できる「多自然型」の改修工事をしたり、村を流れる用水については、石積み式の改修工事を行ったりしています。その中でもいくつかの特徴のある施設と事業をご紹介します。

(2) 堀上田の再生

堀上田のあった地域は、もともと江戸時代には笠原沼といって調整池のようなものでした。それが、8代将軍吉宗の頃、食糧増産政策の一環として新田開発をしなければならなくなり、沼の開発を行ったのです。江戸の人口は、参勤交代を行うようになってから急速に増え、100万人都市といわれていました。そのため、既に4代将軍家綱の頃には開発しやすいところは全て開発してしまい、本来開発してはならないところまで開発したため、逆に大地の保水能力がなくなり、現代版の開発規制法である諸国山川掟が出されたほどです。吉宗の時代は

新しい村構想全体図



その後のことですから、そのことを踏まえ、現代であれば、どこかの干拓事業のように一気に全てを埋めてしまうところですが、それでは自然に逆らった開発方法だとし、沼の底を掘り、その土を盛り上げならして、その上に米を作ったのが堀上田です。堀上田を再生する意味は、決して昔を懐かしむために再生するのではありません。江戸時代においても開発は行われましたが、同じ開発するにしても、どうすれば自然と共存できるか、人は常に自然に逆らっては生きていけない、しかし、暮らしを豊かにするためには自然と対話しながら開発もし、生きていく必要がある。そのためには現代人の知恵と技術をもってどのような開発の仕方がありますか？という時代を超えたテーマを一人でも多くの人に考えていただるために再生するものです。

(3) 宮代型市民農園と市民農業大学

今はどこにでも、市民農園はありますが、その利用実態を見ると、乱雑に作られていたり、草がぼうぼうになっていたり……といった問題が多く見受けられるようです。そうなる原因は、農園が単なる農園団地と化し、簡単だと思っていたが途中で草を取るのがいやになったり、野菜の作り方がわからず、リタイアしてしまうのが主な理由です。そのため、そのようにならないための訓練と勉強をしてもらおうと平成11年度から市民農業大学を開講しました。内容は、「農」のあるまちづくりの考え方や歴史に学ぶ「農」、野菜作りの基本や土づくり、防虫の方法、また鍬の使い方などそれぞれの専門家を講師としたり、農家の直接の教えの元に実施してきました。また、運営方法は、まさに歴史に学ぶ方式で、1学年30名をそれぞれ5人1組（5人組）にし、何事も相互協力と連帯責任制としました。また、作付けの畠も、1畠1作1方向にし、景観上の工夫もしました。また、大学の運営の決まりも作りましたが、こうした試みが受講生にとって封建的で窮屈だったかというと、全く逆で、新しい村にもこうしたシステムを導入して欲しいという声の方が圧倒的に多かったです。それどころか、自分たちも農のあるまちづくりの理念に恥じない市民農園にしたいので、ぜひ新しい村に入村させてくれといった人がほとんどです。新しい村における市民農園は、こうした大

学で培ってきたシステムを応用して運営していくつもりです。

(4) アンテナショップ結と森の市場結

新しい村には当初から直売所の整備計画がありました
が、多額の資本を投じて販売施設を作っても、売るものがないではどうしようもないため、これも小さな事から始めようということで、平成12年度に町のほぼ中心にアンテナショップ結を設置し、約1年間訓練を積み重ねてきました。これも最初は、品物が集まらないとか、八百屋を潰すとか、商売をやったことのない役場の人間に何ができる、失敗するに決まっている……とか次から次へと批判がされました。しかし、批判を浴びれば浴びるほど、それはバネになるもので、当初売上予想の年間3,000万をはるかに超え、5,800万程売り上げることができました。おかげで、町から預かった運転資金は全て返却し、法人税を払い、なお利益を200万ほど出すことができました。当然、出荷している農家も商業者も目の色が変わりました。今は、みんなやればできるという自信に満ち溢れ、出荷者も当初に比べて格段に増えています。まさに産直セラピーです。このアンテナショップの実験をステップにして、今年の9月には、売り場面積も3倍に増える本格的な販売施設「森の市場結」がOPENします。場所が変わることでの不安はありますが、何事も「成せば成る、成さねば成らぬ何事も」と覚悟を決め、町民の皆さんと力を合わせて成功させたいと思っています。

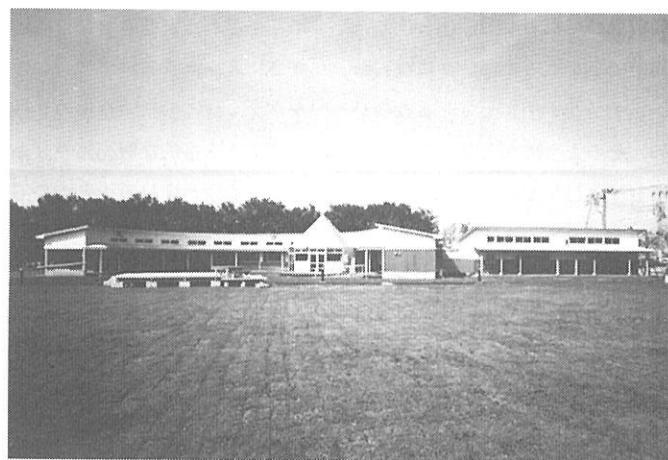
7. 第2幕 新たな農のあるまちづくりの始まり

第1幕の農のあるまちづくりはここで一つの区切りを迎えますが、本当の意味での「物語り＝戦い」はこれから始まります。「ローマは一日にしてならず」といいますが、魅力あるまちづくりは、2、3年頑張ったところで実を結ぶものではありません。自分の子供を手塩にかけて育てるが如く、長い年月をかけてその内面から磨きをかけ、内面から美しさを発するよう創っていくべきと考えます。決して性急な基盤整備や箱物づくりで外見を

取り繕っても、たちまちぼろが出てしまうと思います。
最後に、この農のあるまちづくりが、宮代の未来への
資産となり、私たちの子孫に誇りと自信を持って引き継
いでいけるまちになることを願って結びにしたいと思
います。



市民農業大学の様子



森の市場 結

21世紀型農村空間の創造

今 村 奈良臣*

1. 食料・農業・農村に対する基本スタンス

- (1) 農業は生命総合産業、農村はその創造の場
- (2) 農業ほど人材を必要とする産業はない
- (3) 農業の6次産業化で農業・農村に活力を
- (4) トップ・ダウン農政からボトム・アップ農政への転換
- (5) 共益の追求を通じて、私益と公益の極大化をはかる

2. 農業・農村の基本的価値と多面的機能

- (1) C-Six 農業・農村
- (2) 産業としての農業、環境としての農村
- (3) 山地畜産のすすめ 一牛の持つ、すぐれた7つの機能を活かす
- (4) 農山村空間を活かす道
 - 1) 食— 食べ物でむすぶ
 - 2) 遊— 交遊でむすぶ
 - 3) 快— 心のぬくもりでむすぶ
 - 4) 会— 出会いの場でむすぶ
 - 5) 教— 教育と文化でむすぶ
 - (5) 「私のふるさとが欲しい」

3. 我は我 されどなお問う 共と協

—むすびに代えて—

* 食料・農業・農村政策審議会会長、日本女子大学教授（いまむら ならおみ）
講演内容は部会誌「農村計画」第30巻2号に収録いたします。

第22回農村計画研究部会現地研修集会の記録

第22回農村計画研究部会現地研修集会は、農村計画学会の協賛を得て、平成12年9月6日に佐賀市で開催され、全国から331名が参加した。今回の研修集会は「農村地域における水辺環境を考える」を全体テーマとして基調講演を含む3本の講演と2本の報告、そしてパネルディスカッションが行われた。また研修集会に併せて翌9月7日には現地検討会が催され、佐賀市の水環境整備事業兵庫西部地区を中心とした現地見学に214名が参加した。

以下、講演及び報告の要旨とパネルディスカッションの概要について簡単に報告する。なお、講演のために用意された要旨・資料は、本研究部会が発行している部会誌『農村計画』No.47に収められている¹⁾。また、パネルディスカッションの詳しい記録は参考資料²⁾を参照願う。

1. 講演の要旨

基調講演は「水田・水路系の生態系保全—魚類を対象として—」と題して、端憲二氏（農業工学研究所）より行われた。近年、農業農村整備事業においても生態系に配慮した整備技術が新たに求められ始めているなかで、同氏は約10年前から取り組んできた魚類の行動と水田かんがいシステムとの関係に関する調査からの知見を豊富なビデオとOHPを駆使して解説された。

まず、コイやフナ、ナマズが排水路を遡上して水田を産卵の場に利用している行動を紹介し、その理由として、特にナマズの場合、卵に粘着性が少なく流速のあるところでは着床・孵化が難しいこと、また実験によるとメダカが泳ぐことのできる限界流速は他の魚種に比べて低く、ドジョウとともに流れのない場所を好むことから水田での滞在期間が長いことが紹介された。このように多くの魚類がその生活史の中で水路や水田を生息空間としているが、現在のかんがいシステム（特に排水路）では水田と水路との落差が大きく、魚類の移動を阻害している点がクローズアップされた。そこで休耕田を利用し、魚類の遡上を妨げない方法の一つとして魚道を設置し、その有効性を実証したが、この他にも生物保護の観

点から問題となる点として、現在の水稻栽培では中干し期や稻刈り前に落水を行うため魚類の行動様式と合っておらず、従来の農法に対する見直しの必要が挙げられたが、現在の対応策としては休耕田を魚類の生息空間として活用することが有効であることが指摘された。最後に富山県高岡市の事例を基に、水路についても維持管理作業をイベント化することにより労力提供を確保することが可能で、生物の生息空間保全に役立っていることが指摘された。

続いて、開催地佐賀県の特徴である干拓の歴史やクリークについて3名の方からご講演を頂いた。

野方良輔氏（佐賀県土改連）からは、佐賀平野の形成には有明海の干満差を利用した平安時代からの永年にわたる干拓が大きく影響していることや、そこで見られるクリークが営農のための水路や貯水池として役立ってきただけではなく、環濠集落という独自の景観を形成し、高度成長期まで生活用水や泥炭の肥料利用、淡水魚の食料利用、菱の実取りによる副収入とさまざまな面で人々の生活に密着していたことが紹介された。また圃場整備事業の進捗とともに降雨時の排水不良や生活排水の流入による富栄養化が問題となっていたクリークは幹線用水路に組み入れられる形で徐々にその姿を消しており、生活様式の変化も相まって住民とクリークとの関わりも希薄化してきた経緯が述べられ、今後残されたクリークを貴重な歴史遺産として保全し、以前の生態系を取り戻すことが必要であると指摘された。

田島正敏氏（佐賀県立宇宙科学館）からは、まず佐賀平野に多種多様な淡水魚が生息するに至った地史的な背景、つぎに稻作や日常生活にクリークを幅広く利用してきた人の関わりが淡水魚の生息環境の保全に役立ってきたことが紹介された。しかし現在、圃場整備の進展とともに水の流れが変化し、従来のクリークや有明海の環境に依存してきた淡水魚の絶滅が危惧されており、水田が将来を担う子供たちの成長の場でもあることを考え合わせると先住民とも言えるこれら淡水魚の生息する環境を保全していくことは必要不可欠だと指摘された。

宝蔵寺博氏（佐賀県佐賀中部農林事務所）からは、県

営事業としてクリークの保全及び活用に取り組んだ兵庫西部地区のクリーク公園整備の概要について報告が行われた。ここでは圃場整備事業と併せて一部のクリークをその形状を保存しながら公園として整備し、クリーク文化の保全、継承を目指しており、事業により生物の生息環境が好転していること、公園を活用した様々なイベントを開催して地区の活性化を図っていること、そして維持管理組織の設置など地元住民の積極的な関わりが見られることが紹介された。

最後に、印藤久喜氏（農水省構造改善局）から近年の農村の現状および多面的機能の役割が注目されている農村に対する都市住民の交流実態について情勢報告があり、このような傾向のもと、農村整備の役割が農業者の環境整備から農村地域全体の振興へと変化しつつあること、また今後は地域が主体となって「地域づくりのマスター・プラン」を策定し、国は省庁連携によってその動きを支援する方向にあることなどが紹介された。

2. パネルディスカッション

パネルディスカッションは藤本昌宣氏（佐賀大学教授）をコーディネーターに迎え、また以上の講演者諸氏に千賀裕太郎氏（東京農工大学教授）と南里紀美代氏（佐賀県農家生活指導士会副会長）を交えた計6名のパネリストによって開かれた。

パネルディスカッションのテーマは「クリークの役割と生態系の保全」である。今回は、佐賀県のクリークという具体的な話題・対象を通じて、全体テーマである「農村地域における水辺環境」整備の方向性を参加者が確認・共有することを狙いとした。まず、クリークの統廃合によって昔ながらの姿を残すクリークは少なくなつたものの、整備により貯水機能が確保され、水質の富栄養化も改善され、排水改良により洪水への不安がなくなり、圃場整備事業との一体的整備により交通面に代表される日常生活面での利便性向上に対する貢献も大きく、さらには地盤沈下防止にも役立っていることが指摘された。

その一方で日常生活面でのクリークの役割は低下し、維持管理への関わりが失れてきていることについては地元住民側にも反省すべき点があることや、整備により佐賀平野独特の景観が失われ單一的な風景になっていること、また、これまでクリークという多様な環境下ゆえに生息できていた生物相が失われつつある背景には、整備

によるクリーク自体の均質化だけでなく周辺の自然環境の喪失も挙げられることが指摘された。このような事態を反省的に捉え、今後クリークの自然環境を守っていくためには新しい考え方、つまり形の多様性だけでなく材料の多様性にも着目し、今までの直線的な設計（＝定形なもの）に加えてフリーハンドの設計（＝不定形なもの）の技術が農村整備（農業土木）に対して求められることが提起された。

次に、維持管理面については以下のよう議論があった。まず、農家の立場からは、多様な生物環境の重要性は理解しているものの、維持管理にかかる労働力や金銭面での負担を考えるとコンクリート化するのもやむを得ないと述べられた。現在の維持管理に対するイメージは負担の重さが先行しており、確かに貴重な生物がいるからという説得では住民は納得しない。したがって、子供が成長する過程で水辺環境がいかに重要なものであるかを親に気付いてもらうことや、地域づくりの計画段階から住民に参加してもらうことによって当事者意識を醸成し、維持管理作業を非農家ののみならず都市住民も含めた交流行事として楽しく行える工夫が必要である。また水路は空間的に広域性を有し公共性の強い存在であるから公的な支援や仕組みづくりも必要であり、つまり自然を守ることと経済的な手当てを両輪として、ともに知恵を出し工夫を重ねる作業を継続していくことが重要であると締め括られた。

本研修集会の開催にあたっては佐賀県農林部、佐賀県土地改良事業団体連合会をはじめ関係各位にはご多忙にも拘わらず多大なご助力を頂いた。最後になるがこの場を借りてお礼を申し上げる次第である。

本記録は参考資料³⁾の部分的な加筆修正に基づくものであることを付記する。（文責：事務局）

参考資料

- 1) 農業土木学会農村計画研究部会：農村計画第47号, ISSN 0914-8671, pp.1-47(2000)
- 2) 九鬼康彰：農村計画研究部会第22回現地研修集会報告「クリークの役割と生態系の保全」, 農業土木学会誌69(4), pp.73-77(2001.4)
- 3) 九鬼康彰：活動報告・第22回農村計画研究部会現地研修集会について, 農村計画学会誌19(4), pp.350-351(2001.3)

事務局通信

平成12年度は、8月6日に鳥取県立文化会館で総会と討論集会を開催し、43名の参加を得た。また、9月6～7日に佐賀市で現地研修集会を開催し、331名の参加を得た。

討論集会は「農村整備と広域連携」をテーマとして開催した。広域連携によるハード面の整備事例とソフト面での整備事例の報告等をもとに、星野敏氏（岡山大学）を座長として、広域連携による効率的な農村整備のあり方について議論があった。

現地研修集会は「農村地域における水辺環境を考える」をテーマに、講演、事例報告等がなされ、藤本昌宣氏（佐賀大学）をコーディネーターとして、「クリークの役割と生態系の保全」をテーマにパネルディスカッションが行われた。現地検討会は214名の参加を得て、クリーク地帯、水環境整備事業地区等を見学した。

講演、報告を頂いた方々、佐賀県をはじめ関係の方々

には、ご多忙のところご尽力頂いた。感謝申し上げたい。

平成13年度は当研究部会の発足30周年にあたる。そこで本年は、30周年記念事業として、記念講演会の開催、若手研究者奨励制度の創設、「農村計画Who' who」の刊行を企画した。記念講演会は現地研修集会の中で今村奈良臣氏に講演いただく。若手研究者奨励制度については、今年から大会講演会で優れた発表をした1～3名の若手研究者を表彰することにした。「農村計画Who' who」は農村計画研究部会の創成期の活動に尽力いただいたO.Bの方々の功績や人柄等を紹介したものである。

平成13年度には役員体制が新たになった。部会長：松村洋夫氏（農村開発企画委員会）、副部会長：亀田昌彦氏（三祐コンサルタント）、有田博之氏（新潟大学）、監事：今井敏行氏（北里大学）となった。

また農業工学研究所の人事異動に伴って、事務局は小前隆美、蘭嘉宜が担当することとなった。



平成13年度農村計画研究部会総会資料

1. 平成12年度活動報告

①第22回現地研修集会

テー マ：農村地域における水辺環境を考える
 日 時：平成12年9月6～7日
 場 所：アバンセ（佐賀県立助成センター、佐賀
 県立生涯学習センター）
 参加人員：研修集会：332名

②部会誌「農村計画」の発行

第29巻1号（通巻47号）平成12年9月発行
 （兼第22回研修集会テキスト）

③総会及び討論集会の開催

日 時：平成12年8月3日
 場 所：鳥取県立県民文化会館

(1) 総会

- 1) 平成11年度活動報告及び決算報告
- 2) 平成12年度事業計画、予算
- 3) 役員体制

(2) 討論集会

テー マ：農村整備と広域連携

進行：星野 敏

講 師：圓山満久 農水省開発課

小田隆夫 鳥取市農林水産部

増原 聰 中国山地県境市町村連絡協議会

参加人員：43名

④常任幹事会 4回 4/7 7/7 10/12 H13.3/2

2. 平成12年度収支決算

一般会計

(収入)

交付金	100,000
協賛金	100,000
研修集会参加費	200,000
雑収入	16,964
前年度繰越金	383,726
計	800,690円

(支出)

会議費	55,630
事務費	150,000

通信費 55,640

研修集会経費 25,672

討論集会経費 24,480

30周年記念事業基金繰入 200,000

計 511,422円

一般会計収支

800,690（収入） - 511,422（支出）
 = 289,268円（次年度繰越）

特別会計①30周年記念事業基金

(収入)

基金積立額 900,000

一般会計より 200,000

計 1,100,000円

(支出)

通信費 6,620

事務費 7,770

基金積立額 1,085,610

計 1,100,000円

特別会計②農業土木学会農村計画研究部会奨励基金

(収入)

基金積立額 400,000

計 400,000円

(支出)

基金積立額 400,000

計 400,000円

3. 平成13年度事業計画（案）

①第23回現地研修集会及び30周年記念講演会

テー マ：21世紀の農村振興を考える—都市と農業
 の共生空間をめざして—

記念講演会：「21世紀型農村空間の創造」

食料・農業・農村審議会会長 今村奈良臣氏

日 時：平成13年9月6～7日

場 所：さいたま合同庁舎1号館

②部会誌「農村計画」の発行

第30巻1号(通巻48号) 平成13年9月発行
(兼第23回研修集会テキスト)

第30巻2号(通巻49号) 平成13年12月発行
(30周年記念特集号)

③総会及び討論集会の開催

日 時: 平成13年7月26日

場 所: 岩手県

(1)総会(部会賞贈呈式を含む)

(2)討論集会

テ - マ: 環境保全に配慮した圃場整備

—いさわ南部地区の事例—

話題提供: 広田純一 岩手大学農学部

鈴木貞男 胆沢猿ヶ石土地改良建設事業所

渡辺和也 胆沢町役場農林課

④常任幹事会 4回

4. 平成13年度収支予算(案)

一般会計

(収入)

交付金	1 0 0 , 0 0 0
協賛金	1 0 0 , 0 0 0
研修集会参加費	2 0 0 , 0 0 0
前年度繰越金	2 8 9 , 2 6 8
計	6 8 9 , 2 6 8 円

(支出)

会議費	6 0 , 0 0 0
事務費	1 5 0 , 0 0 0
通信費	6 0 , 0 0 0
研修集会経費	3 0 , 0 0 0
討論集会経費	3 0 , 0 0 0
予備費	3 5 9 , 2 6 8
計	6 8 9 , 2 6 8 円

特別会計①30周年記念事業基金

(収入)

基金積立額	1 , 0 8 5 , 6 1 0
計	1 , 0 8 5 , 6 1 0 円

(支出)

記念誌発行経費	6 0 0 , 0 0 0
記念講演会経費	2 0 0 , 0 0 0
記念懇談会経費	1 0 0 , 0 0 0
通信費	5 0 , 0 0 0
事務費	5 0 , 0 0 0
予備費	8 5 , 6 1 0

計 1 , 0 8 5 , 6 1 0 円

特別会計②農業土木学会農村計画研究部会奨励基金

(収入)

基金積立額	4 0 0 , 0 0 0
計	4 0 0 , 0 0 0 円

(支出)

表彰経費	7 0 , 0 0 0
基金積立額	3 3 0 , 0 0 0

計 4 0 0 , 0 0 0 円

5. 役員体制(平成13年7月現在)

部会長	松村 洋夫	財農村開発企画委員会
副部会長	亀田 昌彦	株三祐コンサルタンツ
副部会長	有田 博之	新潟大学農学部
監事	今井 敏行	北里大学獣医畜産学部
部会誌担当	高橋 強	京都大学大学院農学研究科
部会誌編集	九鬼 康彰	京都大学大学院農学研究科
研修会担当	富田 正彦	宇都宮大学農学部
討論会担当	山路 永司	東京大学大学院
事務局長	小前 隆美	農業工学研究所農地整備部
事務局員	蘭 嘉宜	農業工学研究所農村計画部
事務局顧問	松尾 芳雄	愛媛大学農学部
30周年記念事業役員		
講演会委員長	山本 敏	財農村開発企画委員会
	有田 博之	新潟大学農学部
	星野 達夫	国際協力事業団
刊行物委員長	笛野 伸治	名城大学農学部
	亀田 昌彦	株三祐コンサルタンツ
	山路 永司	東京大学大学院
	小谷 康敬	農村振興局農村整備課

1. 幹事 アイウエオ順 ○ 本年度常任幹事

○相賀 啓尚 農村振興局農村政策課
 秋吉 康弘 宮崎大学農学部
 足立一日出 北陸農業試験場水田利用部
 穴瀬 真 東京農業大学総合研究所
 荒井 涼 富山県立大学短期大学部
 石田 憲治 農業工学研究所農村環境部
 上杉 静夫 株日本農業土木コンサルタント
 ○梅田 安治 農村空間研究所
 ○大田 武志 (社)日本農業集落排水協会
 大坪 政美 九州大学農学部
 大西 博 株セリーコンサルタント
 ○荻野 芳彦 大阪府立大学農学部
 ○落合 基継 株農村開発企画委員会
 海田 能宏 京都大学東南アジア研究センター
 梶 雅弘 北居設計株技術部
 ○加藤 修一 (社)農村環境整備センター
 金木 亮一 滋賀県立大学環境科学部
 紙井 泰典 高知大学農学部
 宜保 清一 琉球大学農学部
 喜多威知郎 島根大学生物資源科学部
 木村 和弘 信州大学農学部
 木本 凱夫 三重大学生物資源学部
 日下 達朗 山口大学農学部
 ○河野 英一 日本大學生物資源科学部
 小池 聰 名城大学都市情報学部
 ○小谷 康敬 農村振興局農村整備課
 小林 稔昌 株三祐コンサルタント
 ○小林 厚司 全国土地改良事業団体連合会
 ○駒村 正治 東京農業大学地域環境科学部
 佐久間泰一 筑波大学農林工学系
 佐藤 洋平 東京大学大学院
 櫻井 雄二 愛媛大学農学部
 神宮字 寛 秋田県立大学短期大学部
 ○進藤金日子 株日本農業土木総合研究所
 ○千賀裕太郎 東京農工大学農学部
 高橋 博 株新東洋技術コンサルタント
 ○田中 龍太 農村振興局事業計画課
 谷口 建 弘前大学農学生命科学部
 樽屋 啓之 九州農業試験場生産環境部
 富樫 千之 宮城県農業短期大学

鳥崎 清寿 サンスイコンサルタント株
 中曾根英雄 茨城大学農学部
 ○中西 信彦 (社)地域社会計画センター
 中山 熙之 北海道農業試験場
 西山 和宏 太陽コンサルタント株
 野本 健 株ルーラルエンジニア
 橋口 哲郎 アジアプランニング株
 畑 武志 神戸大学農学部
 八丁 信正 近畿大学農学部
 服部 俊宏 北里大学獣医畜産学部
 姫野 靖彦 内外エンジニアリング株
 広田 純一 岩手大学農学部
 藤居 良夫 信州大学工学部
 ○藤沢 和 明治大学農学部
 藤本 昌宣 佐賀大学農学部
 星野 敏 岡山大学大学院
 前川 俊清 広島県立大学生物資源学部
 松田 豊 北海道大学農学部
 松本 康夫 岐阜大学農学部
 三沢 真一 新潟大学農学部
 三輪 晃一 鹿児島大学農学部
 村上 嗣雄 日本技研株福岡事務所
 森下 一男 香川大学工学部
 矢橋 晨吾 千葉大学園芸学部
 蔡内 克義 株協和
 山上 重吉 専修大学北海道短期大学
 山下 恒雄 四国農業試験場
 山本 剛正 北海道開発コンサルタント株
 吉田 煉 鳥取大学農学部
 吉永 次男 株葵エンジニアリング

2. 特別幹事・顧問 順不同

特別幹事中川昭一郎 株山崎農業研究所
 " 北村貞太郎 東京農業大学国際食料情報学部
 " 安富 六郎 株山崎農業研究所
 " 山本 敏 株農村開発企画委員会
 顧問 高須 俊行 元・部会長
 " 長崎 明 元・新潟大学長
 " 石光 研二 株農村開発企画委員会
 " 小出 進 元・東京農業大学教授

刊行物案内

農業土木学会農村計画研究部会誌「農村計画」のバックナンバーは別表のとおりです。ご入用の方は下記申込要領により、部会事務局までお申込下さい。なおバックナンバーの目次をご希望の方は、目次のコピーサービス（既刊全号）を併せてご利用下さい。

記

1. バックナンバーの価格 1冊 2,000円（送料事務局負担）

2. 申込方法 購入を希望される巻号（通巻号）冊数、送本先連絡電話番号を明記し、官製ハガキでお申込下さい。

3. 申込先 〒305-8609

茨城県つくば市観音台2-1-6

農業工学研究所 農村計画部

地域計画研究室内

農村計画研究部会事務局あて

(TEL 0298-38-7549)

1. 送金方法 送本時に詳細を同封します。

見積書、納品書、請求書は添付しますが、所定の用紙が必要な場合はその旨ご連絡下さい。

5. 目次のコピー 郵便料とコピー代金の実費（既刊全号セット400円）で発行します。目次コピー入用の方は80円切手5枚同封し、送付先を明記の上、封書で部会誌と同じ申込先へお申込下さい。

部会誌各号の特集・テーマ

通巻号	特集内容	発行年月	通巻号	特集内容	発行年月
1*	第1回研究集会	1972. 5	25	農村計画における土地利用調整	1981.10
2*	投稿	1973. 4	26	明るい村づくりの新軌道	1981.12
3*	第3回研究集会	1973. 4	27/28	合併号 部会設立10周年	1982. 3
4*	第5回研究集会	1974. 6	29	農村計画と集落排水	1982. 7
5*	投稿	1974. 7	30	水質保全と集落排水	1983. 7
6	投稿	1975. 6	31	土地改良の新しい展開を求めて	1984. 7
7*	第8回研究集会	1975.12	32	農村整備の新しい方向	1985. 8
8	投稿	1976. 6	33	新しい時代の農村計画	1986. 7
9*	第6回研究集会	1977. 3	34	魅力ある農村空間の創造	1987. 7
10	第9回研究集会	1977. 3	35*	ゆとりとやすらぎのある農村計画を求めて	1988. 7
11*	第10回研究集会	1977. 3	36*	農村地域の活性化をめざして	1989. 7
12*	投稿	1977. 3	37	中山間地の開発と村おこし	1990. 8
13	第11回研究集会	1978. 3	38*	都市・農村における快適な農空間の創造	1991. 8
14	第12回研究集会	1978. 3	39*	文化と歴史の調和したむらづくり	1992. 8
15	過疎地域における農山村開発	1979. 1	40	農村アメニティの構築にむけて	1993. 8
16	投稿	1979. 3	41	2050年に向けた地域ビジョンの確立	1994. 8
17	投稿	1979. 8	42	農村環境の管理を考える	1995. 8
18	定住構想と農村計画	1980. 3	43	次世代に向けて農村整備は何をすべきか	1996. 8
19	農村定住条件と村づくり	1980. 3	44	住みよく豊かな「むら」づくり	1997. 8
20	土地分級と土地利用計画	1980. 3	45	農村地域における総合計画の新たな展開	1998. 8
21	投稿	1980. 3	46	新農業基本法と農村の地域づくり	1999. 8
22/23	合併号 農村計画と土地利用計画	1981. 1	47	農村地域における水辺環境を考える	2000. 8
24	80年代の村づくりへの展望	1981. 3	48	21世紀の農村振興を考える	2001. 8

*印は絶版のため、コピー製本版にて発行

編集後記

新世紀の幕開けとなった今年は、農村計画研究部会が設立されてからちょうど30周年の節目でもあります。部会の設立当時は高度経済成長に伴う過疎化、都市近郊農村の混住化、さらには減反政策の導入と日本の農業・農村が大きく変化しつつある時期でした。以来、農業・農村を巡る情況は相変わらず厳しいですが、地方自治や環境というキーワードがクローズアップされるとともに、農村計画が担う役割はこれまでにも増して重要になってゆくと思います。今年の現地研修集会は「21世紀の農村振興を考える」をテーマに行われますが、節目の年に相応しい実りある集会になれば幸いです。最後になりましたがご多忙中にも拘わらず、寄稿して下さった講師の皆様方に心よりお礼申し上げます。（Y. K）

—————○ MEMO ○—————

—————○ MEMO ○—————

—————○ MEMO ○—————

農業土木学会農村計画研究部会規約

(平成 8 年10月20日改正)

名 称

1. この部会は、農村計画研究部会と称する。

目 的

2. この部会は、農村計画、農村整備に関する学術の発展及び部会員間の学術交流に寄与することを目的とする。

事 業

3. この部会は、その目的を達成するため、共同研究、研究会等の開催、研究資料の収集・配布、関連諸機関との学術交流等を行う。

所属・会員

4. この部会は、農業土木学会に所属し、その学会員を主な構成員とするが、非学会員の加入も妨げない。

役 員

5. この部会には部会長 1 人、副部会長 2 人、常任幹事、幹事若干名及び監事 1 人の役員をおく。

総 会

6. 総会は、原則として年 1 回開催し、部会の重要事項について審議する。

役員会等

7. 事業の円滑な運営を図るため、部会には常任幹事会及び必要に応じて各種委員会を設ける。

経 費

8. この部会の運営に要する経費は、農業土木学会の補助金、会員の負担、寄付金等によってまかう。

入 退 会

9. この部会への入退会は自由であるが、そのつど事務局へ連絡する。

事 務 局

10. この部会の事務局は、茨城県つくば市観音台 2-1-6 独立行政法人農業工学研究所農村計画部地域計画研究室内におく。

2001年 8 月20日	印刷
2001年 8 月31日	発行
編 集	農業土木学会農村計画研究部会 〒606-8502 京都市左京区北白川追分町 京都大学大学院農学研究科 地域環境科学専攻地域環境管理工学講座農村計画学分野内 TEL 075-753-6159
發 行	農業土木学会農村計画研究部会事務局 〒305-8609 茨城県つくば市観音台 2-1-6 独立行政法人農業工学研究所 農村計画部 地域計画研究室内 TEL 0298-38-7549 口座番号 00180-3-22279 口座名称 農村計画研究部会
製 作	財団法人 農林統計協会 〒153-0064 東京都目黒区下目黒 3-9-13 目黒・炭やビル TEL 03-3492-2950(編集部)

JOURNAL OF RURAL PLANNING

Vol. 30-I No. 48

2001.8

THE SOCIETY OF RURAL PLANNING

Independent Administrative Institution

National Institute For Rural Engineering

Department of Rural Planning, Laboratory of Regional Planning

2-1-6 Kannondai, Tsukuba, Ibaraki, 305-8609 JAPAN